

第9章 自治体間の広域調整

1 広域調整にあたっての特別区・東京都との協定について

- ・この間において、特別区間や都区間の広域調整について、特別区長会を通じ、検討を行ってきた。以下、本章において、この間の特別区としての検討の取りまとめ結果を記載する。
- ・今後、さらに詳細な検討と、引き続き特別区や都との調整を要するが、本章に記載の取りまとめ結果をもって、当面における、今後の検討や調整にあたっての区の基本的な方針とする。
- ・なお、広域調整の運用にあたっては、特別区や都との協定の締結を要するが、①特別区との協定の時期は、区が児童相談所設置市としての政令指定を受け、区の児童相談所設置条例を制定した以降を、②東京都との協定の時期は、国・都と調整を要することとなる。ついては、その時期を見据え、今後の検討・調整状況を踏まえ、協定の内容等を定めるにあたり必要な手続きをとるものとする。

2 一時保護所の特別区間の相互利用にあたっての基本方針

(1) 一時保護の原則 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

各区において、必要かつ十分な定員設定を行い、自区内で保護することを基本に、空きがあれば受け入れることを原則として相互利用を実施する。

<参考> 実施要領（案） ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

特別区児童相談所は、特別区間の一時保護所の相互利用に関する協定について、次のとおり申し合わせる。

第1 相互利用の要件

協定第3条に定める児童福祉施設等において一時保護委託を行うことが困難な場合は、全ての児童福祉施設等に一時保護委託を拒否された場合に限り、時間や距離の制約等から、児童福祉施設等への委託が行えない場合なども含まれる。

2 協定第3条に定める保護児童の支援に有効かつ適切と認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 依頼元の一時保護所において、保護児童が定員を超えて多数であるなど、適切な支援の確保が困難なとき。
- 二 複数の児童を緊急に一時保護する必要がある、同一の一時保護所で一時保護することが適当でないとき。
- 三 感染症の発生等、一時的に依頼元の一時保護所の入所人数を制限する必要があるとき。
- 四 その他相当の事由があると認めるとき。

第2 相互利用の協議

協定第4条に定める相互利用の協議に当たっては、依頼元は、依頼先に次の各号の内容について可能な限り情報提供を行うとともに、依頼先が必要とするその他の情報の提供に努める。

- 一 保護児童の氏名、年齢、家族構成及び保護者の状況等に関する情報
- 二 保護児童の健康状態に関する情報
- 三 一時保護に至った経過など一時保護の必要性を判断できる情報
- 四 保護児童の支援依頼内容に関する情報
- 五 保護児童の非行歴や一時保護中の違反歴に関する情報

- 2 依頼元が、依頼先に協定第4条に定める相互利用の協議を行う場合の連絡先は、児童相談所長とする。

第3 一時保護の実施

一時保護は、協定第5条に定めるもののほか、原則として次のとおり実施する。ただし、必要な場合は、依頼元及び依頼先が協議の上実施する。

内 容	対 応
保護児童の移送	依頼元が同行する。
保護児童の保護者等への対応	依頼元が対応する。
一時保護所内の規則	保護児童は、依頼先の一時保護所の規則に従い対応する。
保護児童の医療機関への受診	一時保護の要因となった傷病の受診又は精神科若しくは産婦人科への受診は依頼元が対応する。入所後の軽度な傷病の受診については依頼先が対応し、重度な傷病の受診については、依頼元及び依頼先が協議し対応する。
保護児童の心理検査の実施	依頼先が行動観察を行い、それを基に依頼元が行う。
面談室等の使用	依頼先は、依頼元が必要とする面談室等の使用に配慮する。
保護児童の所持品等の管理	依頼元は、保護児童の所持品のうち、貴重品については依頼元で保管し、日用品等については依頼先へ引き渡す。 依頼先は、一時保護の終了後、依頼元から受領した保護児童の所持品等を速やかに依頼元に引き渡す。

第4 賠償責任

依頼先の区は、一時保護所の相互利用に係る事務において自己の責めに帰すべき事由により依頼元に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 依頼先は、一時保護所の相互利用に係る事務において依頼元の責めに帰すべき事由により損害を受けたときは、依頼元の区に対しその賠償を請求することができる。
- 3 依頼先の責めに帰すべき事由により保護児童その他第三者の損害が生じたときは、依頼先の区がこれらの損害について賠償の責めを負い、依頼元の責めに帰すべき事由により当該損害が生じたときは、依頼元の区が賠償の責めを負う。

(2) 相互利用の原則 ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

- ・設置区で協定を締結し、空きがあれば受け入れることを原則とし、相互利用を実施する。
- ・自区内で一時保護することを原則とするため、相互利用の定員枠を設定しない。

<参考> 協定書（案） ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

(目的)

第1条 この協定は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条に規定する一時保護の実施について、特別区児童相談所が相互の一時保護所を利用（以下「一時保護所の相互利用」という。）することにより、一時保護を受ける児童（以下「保護児童」という。）への有効かつ適切な支援を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 依頼元 一時保護所の相互利用による保護児童の一時保護を依頼する児童相談所長
- 二 依頼先 一時保護所の相互利用による保護児童の一時保護の依頼を受ける児童相談所長

(相互利用の要件)

第3条 児童相談所長は、自己の一時保護所で一時保護を実施することが困難である場合かつ児童福祉施設等において一時保護委託を行うことが困難な場合であつて、保護児童の支援に有効かつ適切であると認めるときは、一時保護所の相互利用を行うことができるものとする。ただし、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することを目的とした児童の一時保護を行う場合については、一時保護所の相互利用を行うことができない。

(相互利用の協議)

第4条 一時保護所の相互利用を行う場合、依頼元及び依頼先が、その都度協議するものとする。

(一時保護の実施)

第5条 依頼先における一時保護の期間は、2週間以内とする。ただし、これにより難しい場合は依頼元及び依頼先で協議し、一時保護の期間を決定するものとする。

2 依頼先は、依頼元の支援依頼内容を考慮し、保護児童に一時保護所での支援を行うこととする。

3 依頼を受けた保護児童の支援は、原則として依頼先が行う。なお、必要がある場合は、依頼元と協議のうえ、依頼元及び依頼先が協力して支援するものとする。

(個人情報保護)

第6条 依頼先は、依頼元の区の個人情報保護条例に基づき、保護児童にかかる個人情報を適正に管理するものとする。

(保護中の児童の事故等の対応について)

第7条 依頼先の一時保護所の責めに帰すべき事由によらない保護児童の事故及び保護児童の無断外出については、依頼元の区において保護者等に対応することとする。

2 依頼先の一時保護所の責めに帰すべき事由による保護児童の事故については、依頼先の区において保護者等に対応することとする。ただし、この場合においても、保護者への謝罪等については、依頼元及び依頼先が協力して行うものとする。

(費用負担)

第8条 依頼元の区は、依頼先の区の請求に基づき、一時保護の相互利用に要する費用を支払うものとする。

2 前項の費用について、依頼先は、平成18年6月27日付け雇児発第27016号「一時保護児童に適用される支弁対象経費について」に定める経費を対象経費として、平成11年4月30日付け児発第86号「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に定める保護単価を対象経費の単価として算定するものとする。

(その他)

第9条 この協定に関し必要な事項については、「特別区間の一時保護所の相互利用に関する実施要領」で定めるものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及び定めのある事項で疑義が生じた場合は、その都度、特別区児童相談所が協議の上決定するものとする。

(3) 相互利用の実施方法 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

① 入所調整の方法

- ・自区の一時的保護所の空き状況を、日々、全ての設置区に対し、メールで情報提供する。
- ・一時保護所の相互利用が必要となった区は、当該情報をもとに、依頼先の区に直接連絡し、入所調整を行う。

② 依頼元と依頼先の役割分担

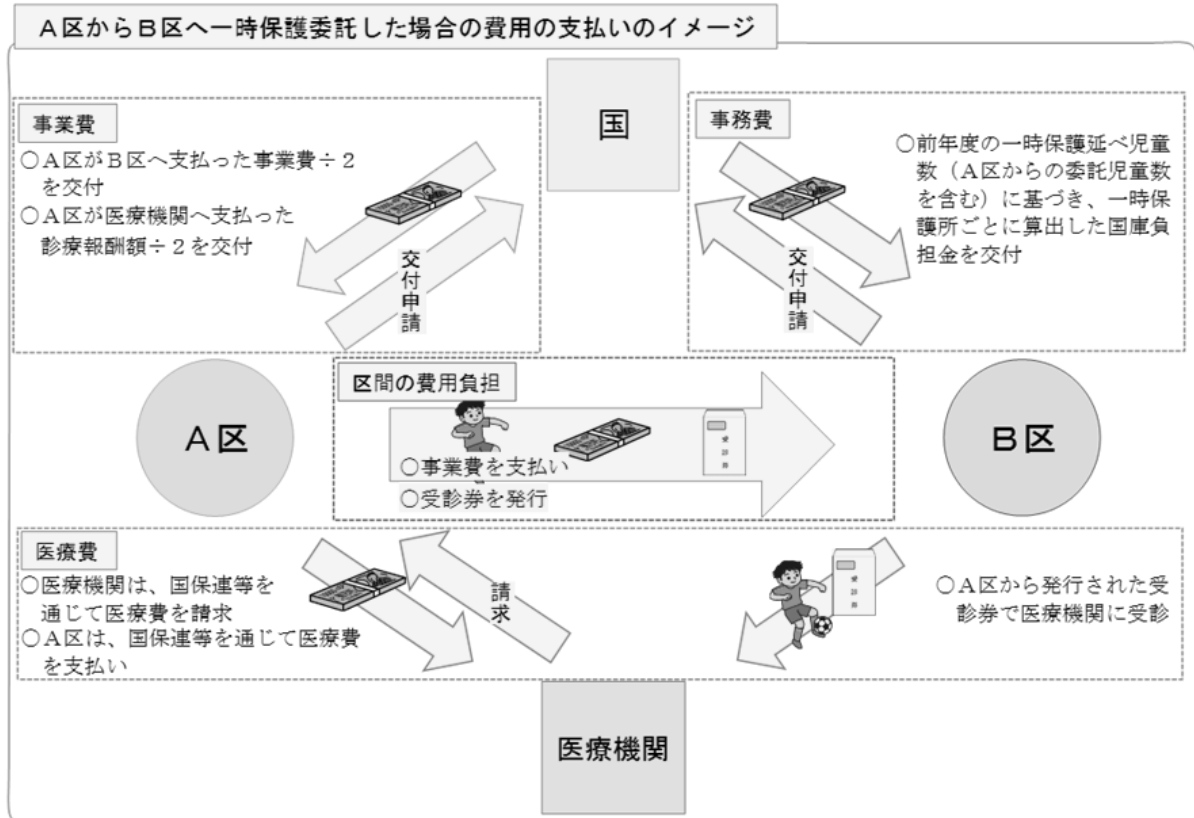
原則として次のとおり実施する（再掲）。

保護児童の移送	依頼元が同行する。
保護児童の保護者等への対応	依頼元が対応する。
一時保護所内の規則	保護児童は、依頼先の一時的保護所の規則に従い対応する。
保護児童の医療機関への受診	一時保護の要因となった傷病の受診又は精神科もしくは産婦人科への受診は依頼元が対応する。入所後の軽度な傷病の受診については依頼先が対応し、重度な傷病の受診については、依頼元及び依頼先が協議し対応する。
保護児童の心理検査の実施	依頼先が行動観察を行い、それを基に依頼元が行う。
面談室等の使用	依頼先は、依頼元が必要とする面談室等の使用に配慮する。
保護児童の所持品等の管理	依頼元は、保護児童の所持品のうち、貴重品については依頼元で保管し、日用品等については依頼先へ引き渡す。 依頼先は、一時保護の終了後、依頼元から受領した保護児童の所持品等を速やかに依頼元に引き渡す。

③ 費用負担

委託元は、国庫負担金の対象となる全ての費目について、厚生労働省事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づいて算出された金額を負担する。

※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より



※相互利用は、既存の職員体制で受け入れられる範囲での受入れとなり、相互利用を理由に職員体制の変更は想定しない。については、主に人件費に充当される事務費については、相互利用にあたっての費用負担の対象外とする。

④ 賠償責任

- ・依頼先の区は、一時保護所の相互利用に係る事務において自己の責めに帰すべき事由により依頼元に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとする。
- ・依頼先の区は、一時保護所の相互利用に係る事務において依頼元の責めに帰すべき事由により損害を受けたときは、依頼元の区に対しその損害を請求できるものとする。
- ・依頼先の区の責めに帰すべき事由により保護児童その他第三者の損害が生じたときは、依頼先の区がこれらの損害について賠償の責めを負い、依頼元の責めに帰すべき事由により当該損害が生じたときは、依頼元の区が賠償の責めを負うものとする。

⑤ その他

協定書には相互利用に係る基本的事項を規定し、運用の方法やルール、事務手順などの具体的事項を定めた実施要領を別に作成するものとする。なお、児童相談所開設後の実情に応じて、実施要領の内容に見直しや変更を加える場合は、適宜、所管課長会等の特別区の会議体で協議を行い、必要な見直し等の措置を講じる。

3 里親に関する特別区の連携にあたっての基本方針

(1) 子どもの委託先の確保 ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

里親への委託措置は、区内の里親への委託を原則とする。

(2) 区内でマッチングできない場合の里親委託 ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

- ・区内でマッチングできない場合（実親と距離を置く必要がある、適した里親がいない等）は、他区登録里親への委託を依頼する。
- ・他区から里親委託の依頼があった場合、各区は積極的に里親を探すものとする。
- ・各区の登録里親数及び委託数は、特別区全体で開催する「連絡会（仮）」を設置し、適宜情報共有するなど、詳細の手順等について、平成 30 年度において特別区長会を通じ検討を行う。

＜平成 30 年度に検討する詳細事項（例）＞ ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

ア、「連絡会（仮）」の詳細（開催頻度、幹事区）

イ、「連絡会（仮）」の際に提供する委託候補児童の情報の範囲と個人情報の取扱い

ウ、「連絡会（仮）」の後のマッチングの具体的な進め方

エ、現在の東京都における「親担当」、「子担当」の取扱い

(3) 里親が転居した場合の扱い ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

① 子どもの処遇

- ・里親が転居した場合の子どもの処遇については、法令等に特段の定めがないため、個別ケースごとの判断とする。
- ・判断にあたっては、子どもの最善の利益を基本に、処遇の連続性などを考慮して柔軟に対応する。
- ・区間でケース移管を行う場合は、双方の児童相談所で十分な協議を行うものとする。

② 里親への支援

里親が他区へ転居し、転居先の区へ所管が変更となる場合における簡易な里親認定の継続方法について、平成 30 年度において特別区長会を通じ検討を行う。

(4) 養育家庭の会に関する事 ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

現在の東京養育家庭の会のままとするか、区ごとに会を組織するかについて、平成 30 年度において特別区長会を通じ検討を行う。

(5) 里親の拡充に向けた取組み ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

里親の拡充に向け、特別区共通の P R 活動の実施等について、平成 30 年度において特別区長会を通じ検討を行う。

(6) 里親に関する事務 ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

里親に関する事務の基準の設定等について、次のとおり平成 30 年度において特別区長会を通じ検討を行う。

ア、事務処理基準、マニュアルの整理（現時点においては東京都の事務処理基準等の踏襲を方向性とする）

イ、特別区間における基本的な里親認定基準の策定

ウ、里親手当や認定基準など、特別区間で一定の調整を要する事項についての調整方法

エ、里親研修の実施方法（既存の東京都の研修の活用、各区単独での実施など）

オ、里親手当の公平な区の負担方法（同じ里親に対し、異なる区から里親委託する場合の各区の負担など※）

※ 1 人目の委託と、2 人目の委託では、手当が異なる（1 人目は月額 7.2 万円、2 人目は 3.6 万円となる）

4 児童養護施設に関する特別区の連携にあたっての基本方針

(1) 既存施設の入所枠の設定 ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

＜各区の児童相談所の開設が少ない段階＞

施設を限定したうえで、特別区ごとの入所枠を設ける。入所枠を超えて措置が必要な場合や、入所枠を設定していない施設を利用する場合は、割愛対応とする。

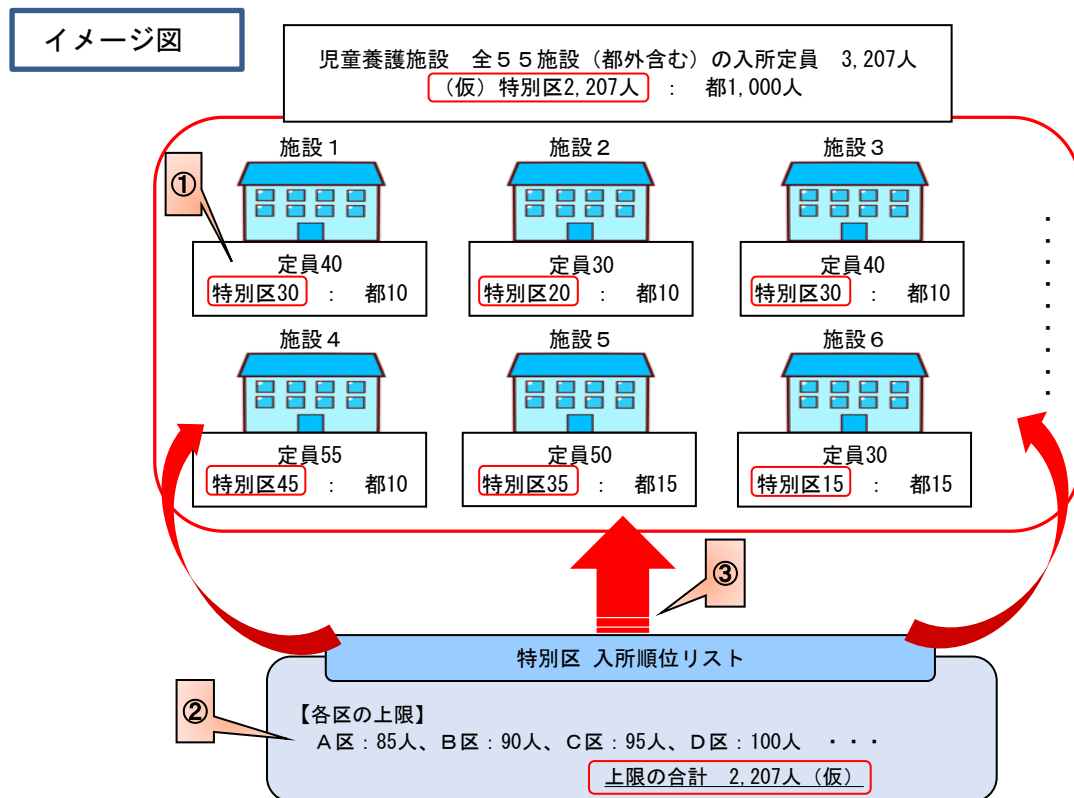
＜各区の児童相談所の設置数が増えた段階＞

① 各施設の定員に特別区分と東京都分の入所枠を設ける（都区の入所枠は協定により定めることとし、在籍児童数、過去の措置実績、児童数割合等から割り振るなど、都区協議により算出を定める）。

② 区部施設は基本的に特別区が入所枠を持つことができる方向で協議を行う。

③ 特別区分の入所枠については、各区に入所人数の上限を設定する。この上

限内であれば、いずれの施設においても入所措置できることとする。



＜入所枠が足りない場合の対応＞

- ・ 自区の「上限」を超えて措置が必要な場合は、区間で割愛対応とする。
- ・ 特別区枠を超えて措置が必要な場合は、都区間で割愛対応とする。
- ・ 特別区間、都区間で需要を満たせない場合は、近隣の県・市への割愛対応とする。

(2) 施設への入所措置の方法 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

取りまとめ区が、月に1度、連絡会を召集する。特別区全体で入所順位リスト（一時保護期間が長い子どもから上位としたもの）を作成し、その順位に従って各区が直接施設へ入所依頼をすることなど、入所フローについて、平成30年度において特別区長会を通じ検討を行う。

(3) 措置費の請求・支弁事務 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

措置費の請求・支弁にかかる事務の取扱いについて、次のとおり平成30年度において特別区長会を通じ検討を行う。

＜検討事項＞

- ・ 特別区が共同しての請求・支弁事務の外部委託化の可否（厚生労働省への確認）
- ・ 措置費の請求・支弁事務手順（施設との意見交換等含む）
- ・ 外部委託化する場合の委託業務の範囲、区ごとの費用負担の検討
- ・ 外部委託化せず、各区対応とした場合に発生する施設の負担増に対する人件費補助の検討

- ・平成32年度以降当面の扱いと、将来的な取扱いの検討

(4) 事務費の定員払いの扱い ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

定員に空きがある場合における事務費の扱い（児童定員に空きがある場合でも定員充足時と同額の事務費を支給するか）について、平成30年度において特別区長会を通じ検討を行う。

(5) 新規開設施設の扱い ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

新規の児童養護施設を整備した場合における当該設置区の土地の確保や、補助金などの負担を考慮した入所枠の設定方法・費用負担のあり方等について、平成30年度において特別区長会を通じ検討を行う。

(6) その他、入所枠の設定等に関する検討 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

その他、入所枠の設定に関する次の事項について、平成30年度において特別区長会を通じ検討を行う。

- ・入所枠及び事務費に関する協定書の作成
- ・各区の入所人数の上限の設定と調整の方法
- ・年度末など多数の退所者が生じる時期における効率的な入所調整の方法
- ・区間の割愛のルール

5 乳児院に関する特別区の連携にあたっての基本方針

(1) 既存施設の入所枠の設定 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

- ・各施設の定員に特別区分と東京都分の入所枠を設ける。
- ・都区の入所枠は協定により定めることとし、在籍児童数、過去の措置実績、児童数割合等から割り振るなど、都区協議により算出を定める。
- ・特別区分の入所枠については、施設に区ごとの入所枠を設定し、その範囲で入所措置できることとする。ただし、日赤附属乳児院等の特殊性、緊急性の高い施設には区ごとの入所枠は設定しない。

＜既存の乳児院の入所枠設定イメージ＞（案）

※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

イメージ図

乳児院 全10施設（区部8、市部2）の入所定員： 507人

施設1



40名定員	
東京都	5人
A区	2人
B区	3人
C区	1人
D区	3人
E区	3人
F区	2人
G区	1人
H区	5人
I区	5人

施設2



70名定員	
東京都	5人
J区	7人
K区	8人
L区	6人
M区	3人
N区	3人
O区	2人
P区	1人
Q区	5人
R区	5人
S区	5人
T区	5人
U区	5人
V区	5人
W区	5人

施設3



35名定員	
東京都	2人
A区	5人
B区	8人
C区	6人
D区	3人
O区	3人
P区	2人
Q区	1人
R区	5人

（2）入所枠が足りない場合の対応 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

- ・ 自区の入所枠を超えて措置が必要な場合は、区間で割愛対応とする。
- ・ 特別区枠を超えて措置が必要な場合は、都区間で割愛対応とする。
- ・ 原則として、他県・他市の施設利用は想定しない。

（3）施設への入所方法 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

特別区間の調整は行わず、各区が直接施設へ入所を依頼する。

（4）施設の空き状況の把握 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

空き状況の取りまとめ区を設け、取りまとめ区が集約のうえ各区へ情報提供を行う。

（5）措置費の支給事務 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

措置費の支払いにかかる事務の取扱いについて、次のとおり平成30年度において特別区長会を通じ検討を行う。

＜検討事項＞

- ・措置費の支払い方法（集約化または各区事務とするかの検討）
- ・施設単位で東京都が加算している都独自補助と同等の補助を継続する場合における各区の費用負担

（６）新規開設施設の扱い ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

新規の乳児院を整備した場合における当該設置区の土地の確保や、補助金などの負担を考慮した入所枠の設定方法・費用負担のあり方等について、平成 30 年度において特別区長会を通じ検討を行う。

（７）その他、入所枠の設定等に関する検討 ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

その他、入所枠の設定に関する次の事項について、平成 30 年度において特別区長会を通じ検討を行う。

- ・空き情報の取りまとめ区の設定方法（児童養護施設の空き情報の取りまとめ区と同じとする等）
- ・施設の空き情報の把握方法
- ・入所枠及び事務費に関する協定書の作成
- ・各区の入所人数の上限の設定と調整の方法
- ・区間の割愛のルール

6 自立援助ホームに関する特別区の連携にあたっての基本方針

- ・入所者はいずれ地域で自立した生活を踏み出す必要があり、地域特性を活かした支援が望まれることから、既存施設は、所在区が入所枠を持つこととし、施設のない区は、可能な限り各区において整備する。 ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より
- ・入所枠が不足する場合や、施設が設置できない場合については、各区において区外施設の利用を調整する。 ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より
- ・平成 30 年度において、自立援助ホームの利用状況等の実態把握を行い、そのうえで次の事項について特別区長会を通じ検討を行う。 ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

＜検討項目＞

- ア、入所調整の方法（所在区を通じての入所とするか、各区が直接施設と調整するか等）
- イ、費用負担
- ウ、入所状況の把握方法

7 その他の特別区間の連携にあたっての基本方針

（１）特別区間の情報共有について ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

① 共通システムの導入について

- ・子ども家庭支援センターでの既存システムを児童相談システムへ仕様変更す

る区もあるため、共通のシステム導入は行わない。

- ・転宅を繰り返すケース等に係る基本情報を共有するための区間システムのネットワーク化や共通の掲示板については、自治体間で情報共有するための課題が多く存在するため、当面は児童相談所の設置を優先し、現行の情報共有方法で対応することとする。なお、将来的に状況が整った段階で、必要に応じ検討する。

② 個人情報取扱いルール

- ・「児童相談所運営指針」等に基づき対応する。
- ・解釈に差異が生じることを防ぐため、各区において、指針の取扱を徹底する。

(2) 複数区が関わるケースの対応について ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

① 転宅を繰り返すケース

全国児童相談所長会が策定した「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ（平成19年7月12日付19全児相第7号）」（以下「全児相申し合わせ」という。）により、ケース移管及び情報提供を行うことを基本とする。

② 親と子ども、きょうだいが分離しているケース

東京都児童相談所での実施方法に準じ、保護者の居所を管轄する児童相談所が担当することを基本とする。ただし、子どもを施設措置中又は里親委託中に保護者が管轄外に転居した場合については、措置した児童相談所が引き続き当該ケースを担当することを原則とするが、ケースの実情にあった対応ができるよう、関係者会議を開催し、ケースを管轄する児童相談所を決定する。

<参考> 東京都の実施方法

- ・援助相談活動は、子どもの保護者の居住地を管轄する児童相談所が原則として行う。なお、居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所をいい、住民票記載の「住所」とは必ずしも一致しない。
- ・きょうだいがそれぞれ別の自治体で生活し、当該きょうだいの一方を養育するもの（親権者とは限らない）の養育に問題があり児童相談所の関与の必要性が生じた場合、養育者の居住地を管轄する児童相談所が担当する。
- ・子どもを施設措置中又は里親委託中に保護者が管轄外に転居した場合、措置した児童相談所が引き続き当該ケースを担当することを原則とする。ただし、当該ケースにおいて、保護者が新たに出産し、生まれた子どもに対して児童相談所の関与が必要になった場合には、その子どもに関しては、現居住地を管轄する児童相談所が担当する。

- ・子どもを施設措置中又は里親委託中に保護者が管轄外に転居し、その後に子どもが家庭復帰した場合、家庭復帰から6ヶ月間は措置した児童相談所が引続き当該ケースを担当する。6ヶ月経過後は、保護者の居住地を管轄する児童相談所に移管する。

- ③ 保育園や学校等が区外にあり、確認等が必要なケース
東京都児童相談所での実施方法に準じて実施する。

＜参考＞ 東京都の実施方法

- ・保育園や学校等が区外にある場合、保護者の居所を管轄する児童相談所が担当する。
- ・保育園や学校等が遠方に所在する場合、当該管轄児童相談所に調査依頼を行うこともある。

（３）会議体（所長会、実務担当者会等）の設置について ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

特別区児童相談所長会を設置して情報共有を行うこととし、構成員について、平成30年度に検討を行う。

＜イメージ＞ ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

- ・特別区児童相談所長会は、児童主管課長会とは別個の会議体とする。
- ・未開設区は、特別区児童相談所長会を傍聴することができる。
- ・特別区児童相談所長会の下に、担当業務（児童福祉司、児童心理司等）ごとの連絡会を設置する。
- ・児童相談所移管過渡期は、児童相談所業務に関する検討と児童相談所移管に関する検討を切り分けるため、特別区児童相談所長会と子ども家庭支援センター部会を並存する（ただし、全ての児童相談所設置希望区が児童相談所を開設した後の子ども家庭支援センター部会のあり方については、平成30年度において、特別区長会を通じ、検討を行うものとする）。

（４）区間の人事交流（派遣、身分切替）の検討 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

平成30年度において、特別区長会を通じ、児童相談所職員の人事異動の硬直化を防止できるような区間での人事交流体制の整備について検討を行う。

（５）死亡事例や重篤事例、困難事例の検証 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

平成30年度において、特別区長会を通じ、死亡事例や重篤事例、困難事例についての情報共有や検証についての特別区間の取扱いについて検討を行う。

＜例＞各区が行った検証結果を特別区全体で情報共有するとともに、特別区全体においても検証を行うなど

（６）関係機関との連携・協力・調整に向けた特別区間の連携 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

平成30年度において、特別区長会を通じ、特別区が連携して臨むべき次の関係機関との連携・協力・調整について、具体の検討を進める。

- ・虐待の確定診断のための法医学専門医師との協力体制の構築
- ・児童福祉法第28条事件における家庭裁判所との連携、手順の整備
- ・児童相談所から家庭裁判所へ送致する際の連携、手順の整備

(7) その他統一的な対応が必要な事項 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

平成30年度において、特別区長会を通じ、これまで挙げられた事項のほか、改めて特別区間で統一的な対応が必要な事項について抽出を行う。

8 東京都との連携

(1) 東京都との広域調整を要する事項と都区協議開始にあたっての特別区の方針

①一時保護、社会的養護の連携

ア、一時保護所の東京都との相互利用 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

特別区間の相互利用の方法を基本に、東京都との一時保護所の相互利用に向けた協議・調整を平成30年度に行う。

イ、里親に関する東京都との連携 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

- ・東京都所管の里親への委託にあたっての都との協議

引き続き東京都所管の里親に委託する場合の委託の手順、委託費等の扱いなどについて、東京都と協議を行い、その扱いを定める。

- ・養育家庭の会の構成

東京養育家庭の会を継続するとした場合、同会の支部構成について、東京都と協議を行い、その扱いを定める。

- ・里親の拡充に向けた取組み

里親の拡充に向け、東京都と特別区共通のPR活動の実施等について、平成30年度において特別区長会を通じ協議を行う。

- ・里親に関する事務

現時点においては東京都の事務処理基準等を準用する方向性とするところから、東京都のマニュアルの提供と、具体的な事務の引継ぎについて、平成30年度において特別区長会を通じ協議を行う。

ウ、児童養護施設、自立援助ホームに関する東京都との連携 ※平成30年3月27日

時点 特別区検討状況より

《入所枠の設定》

東京都と特別区の間に入所枠の設定に関する次の事項について、平成30年度において特別区長会を通じ協議を行う。

- ・入所枠及び事務費に関する協定書の作成

- ・都と特別区の入所枠の設定(都外施設、都立施設を含めた入所枠の設定、施設特性・入所実績に関する東京都からの情報提供など)

- ・都と特別区間の割愛のルールの設定

《施設の空き状況の把握》

東京都の枠の空き状況の把握方法について、平成30年度において特別区長会を通じ協議を行う。

《措置費の請求・支弁事務》

特別区独自による措置費の請求・支弁事務の実施の検討と並行し、これらの事務を東京都が取りまとめることの可否について、平成30年度において特別区長会を通じ協議を行う。

《東京都による単独加算の取扱い》

現在、東京都が支給している都単独加算を移管後も継続した場合における当該加算の都・区の負担方法について、平成30年度において特別区長会を通じ協議を行う。

《新規開設施設の扱い》

新規の児童養護施設を整備した場合における当該設置区の土地の確保や、補助金などの負担を考慮した入所枠の設定方法・費用負担のあり方等について、平成30年度において特別区長会を通じ協議を行う。

② 都所管の他の施設の特別区の利用 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

ア、児童自立支援施設、乳児院、障害児入所施設の特別区の利用に関する次の事項について、平成30年度において特別区長会を通じ協議を行う。

《入所枠の設定》

- ・入所枠及び事務費等に関する協定書の協議
- ・都と特別区の入所枠の設定
- ・特別区枠を超える場合の都と特別区間の割愛のルールの設定

《施設の空き状況の把握》

- ・東京都の枠の空き状況の把握方法について、平成30年度において特別区長会を通じ協議を行う。

イ、その他

- ・新規の乳児院等を整備した場合における当該設置区の土地の確保や、補助金などの負担を考慮した入所枠の設定方法・費用負担のあり方等について、平成30年度において特別区長会を通じ協議を行う。
- ・児童自立支援施設については、人材育成や施設整備の点から、特別区による早急な設置は困難であるため、当面は東京都の協力の下、既存の都立施設を活用することで、特別区による共同設置は将来課題とする。

③ 都事業の特別区の利用（事業委託）

児童相談センター治療指導課の活用について ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

- ・各区が等しく治療指導等を実施することは、人材確保の点で困難であるとともに、都と区で役割分担をすることにより、効率的な運用が図られ、また、利用者の利便性も向上するものと考えられる。
 - ・児童相談センターの治療指導課事業を特別区も活用する方向で協議を行う。
- ※当区においては、児童相談センターの治療指導課事業のうち、児童養護施設へのアウトリーチ支援を区独自で行うものとし、親子グループ指導、施設不適応児童への専門治療指導等について、児童相談センターを活用する方向で調整を進めるものとする。

(2) その他の連携

① 共通システムの導入について ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

- ・子ども家庭支援センターでの既存システムを児童相談システムへ仕様変更する区もあるため、共通のシステム導入は行わない。
- ・転宅を繰り返すケース等に係る基本情報を共有するための区間システムのネットワーク化や共通の掲示板については、自治体間で情報共有するための課題が多く存在するため、当面は児童相談所の設置を優先し、現行の全国児童相談所長会申し合わせによるケース移管及び情報提供により対応することとする。なお、将来的に状況が整った段階で、必要に応じ検討する。

② 個人情報取扱いルール

- ・「児童相談所運営指針」等に基づき対応する。
- ・解釈に差異が生じることを防ぐため、各区において、指針の取扱を徹底する。

③ 会議体の設置

平成 30 年度において、特別区長会を通じ、情報共有等のため、都区の児童相談所長ほか児童心理司、児童福祉司、相談員、一時保護所職員、里親担当者等の会議体の設置について協議を行う。

④ その他 ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

今後の児童相談所に求められる機能・体制等の検討を進めるうえでは、基本となる現状のケース件数や内容の分析が不可欠となる。平成 30 年度以降も引き続き特別区長会を通じ、情報提供のさらなる協力について求めていく。

9 児童養護施設、乳児院の設置についての基本方針

次の事項について、平成 30 年度において特別区長会を通じた協議を行う。

なお、当区においては、家庭養育を優先した社会的養護の制度設計に取り組む方針であることから、現時点において区内における児童養護施設、乳児院の整備は計画しないものとする（特別区における協議等により、当区内における児童養護施設、乳児院の整備が必要であるとされた場合については、改めて整備の検討を行うものとする）。

① 特別区全体における整備方針 ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

施設不在地域（10区）への対応策も含め、次の方向に沿って特別区全体における整備方針の検討を進めるとともに、検討に必要な各施設の入所状況などの情報共有について東京都との協議を行う。

<方向性>

都内施設の入所定員の不足や、特別区東部を中心とした施設不在地域があることから、新規整備を進める。

- ・整備にあたっては、入所需要数を把握し、必要な施設数を算出する。
- ・本体施設の設置を目指し、そこを拠点にグループホームの設置につなげる。
- ・既存施設には、グループホームを増設し、入所枠を拡大する。
- ・施設の設置や増設に向けては、特別区独自の補助を検討する。

② 整備（計画）量の調整 ※平成 30 年 3 月 27 日時点 特別区検討状況より

施設不足や偏在の課題の解消という観点から、整備（計画）量の算定にあたっては、東京都と協議を行う。

第 10 章 児童相談所・一時保護所職員の確保・育成

1 基本的な考え方

- ・児童福祉に関する相談業務に携わる職員には、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割とし、児童やその保護者などの援助に必要な専門的態、知識技術をもって対応し、一定の効果を挙げることが期待されている。そのためには、職員は自らの職責の重大性を常に意識するとともに、専門性の獲得に努めなければならない。こうしたことを踏まえ、児童相談所開設以降も見据え、長期的な視点に立ち、求められる能力・資質を備えた人材の効果的な確保・育成に向け、計画的な採用、配置等を行うものとする。

2 職員配置

(1) 現在の配置計画

現時点における児童福祉司・児童心理司の職員配置計画は、平成 28 年の改正児童福祉法及び児童相談所運営指針に定める配置基準を基本としている。また、その他の職員については、平成 25 年度に特別区長会が策定した「特別区児童相談所移管モデル」を参考に定めている。

＜現在の配置計画＞ 平成 29 年 3 月時点

【職員配置（想定）】

	常勤	非常勤	医師	弁護士	合計
児童相談所	43	14	2	1	60
（児童福祉司） （SV）	(19) (4)				(23)
（児童心理司） （SV）	(11) (1)				(12)
（保健師）	(1)				(1)
一時保護所	15	6	—	—	21
合計	58	20	2	1	81

＊児童福祉司、児童心理司、保健師の人数は、児童相談所常勤職員の内数。

＊医師、弁護士は嘱託を想定する。

＊一時保護所については、夜間児童員として臨時職員を別途 8 名程度確保する必要がある。

合計 89 人（臨時職員含む）

＜参考＞ 主な職種の配置基準（※平成 28 年の改正後基準）

【児童福祉司】

管轄区域の人口 4 万人に 1 人以上配置することを基本とし、人口一人あたりの児童虐待相談対応件数が全国平均より多い場合はこれに上乗せを行う。

【児童心理司】

児童福祉司 2 人につき 1 人以上配置することを標準とする。なお、必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましいとされている。

【一時保護所の保育士・児童指導】

- ・満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児：おおむね 2 人につき 1 人以上
- ・満 3 歳以上の幼児：おおむね 4 人につき 1 人以上
- ・少年：おおむね 5.5 人につき 1 人以上

（２）開設に向けた人材確保・育成の状況

① 育成・指導担当職員の配置状況

ア、子ども・若者部副参事（児童相談専門指導担当）

より具体的な検討と実務的な準備を進めるにあたり、実務に精通した外部の専門人材を活用するため、一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 29 年 12 月 8 日条例第 55 号）第 2 条の規定に基づき、次の条件により職員採用を行い、平成 30 年 4 月より子ども・若者部副参事（児童相談専門指導担当）として配置している。

職務の級	職務内容	求められる知識、 経験及び能力	配置状況 (平成 30 年 4 月)
課長級	・庁内組織の体制整備 ・児童相談所、一時保護所等の施設整備 ・児童福祉司候補者に対する研修、指導	児童相談行政全般への知識及び児童相談所長としての経験	1 名

イ、専門指導員（非常勤職員）

準備作業と人材育成の促進を図るため、平成 30 年度より、次のとおり専門員（児童心理司、児童福祉司の指導担当）を次のとおり配置している。

職務内容	求められる知識、 経験及び能力	配置状況 (平成 30 年 4 月)
・開設準備業務 ・職員の専門技術の習得状況の確認、相談支援などの技術的指導	児童相談所での勤務経験を有する者または児童相談業務の経験と広い知見を有する者	2 名

- ・現在の配置職員 2 名の内訳（各月 12 日勤務）
児童福祉司、一時保護所職員の育成指導担当者 1 名
児童心理司の育成指導担当者 1 名

② 職員の育成状況

ア、児童福祉司

- ・平成 29 年 3 月時点の計画数 23 人
- ・平成 30 年度時点の研修派遣人数 16 人

＜参考＞ 派遣先の内訳

東京都 9人（前年度比＋5人増）

神奈川県 4人【新】

川崎市 2人【新】

相模原市 1人【新】

＜参考＞ 児童福祉司の資格要件

- ・医師・社会福祉士、社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者
- ・保健師で指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者で、かつ厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者
- ・保育士で、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者で、かつ、指定講習会の課程を修了した者 など

イ、児童心理司

・平成29年3月時点の計画数 12人

・平成30年度時点の研修派遣人数 6人

＜参考＞ 派遣先の内訳

東京都 2人（前年度比＋1人増）

神奈川県 3人【新】

相模原市 1人【新】

＜参考＞ 児童心理司の資格要件

- ・医師であって精神保健に関して学識経験を有する者
- ・大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等

ウ、保育士・児童指導（一時保護所職員）

・平成29年3月時点の計画数 13人

・平成30年度時点の研修派遣人数 4人

＜参考＞ 派遣先の内訳

東京都 2人【新】

神奈川県 1人【新】

相模原市 1人【新】

（３）職員配置数の再検討

- ・全国の都道府県・児童相談所設置市においては、平成28年の配置基準の見直しへの対応とともに、児童虐待通告の著しい増加への対応や、子どもの人権に配慮した一時保護所の運営などが大きな課題となっており、独自の職員配置等の工夫が行われている。
- ・当区においても、開設当初の運営の安定性の確保とともに、社会的養護の拡充などの喫緊の課題への対応や、一時保護所の運営体制の検討、また、都市部特

有の複雑でより高い専門性が求められるケースが多いことなどを考慮し、基準に基づくほか、職員配置の工夫の必要があると考えられる。

- ・ ついては、現在の職員配置計画に基づく職員の確保・育成について、一定の目的が立ち、その育成等を進める一方、職員配置数の再検討を行うものとする。なお、再検討にあたっては、児童相談所の職員をはじめとする児童福祉関連の専門職員の確保に向け、任期付採用職員制度の一層の活用など、多様な採用手法の活用を進めるものとする。

3 児童相談所開設に係る人材育成

(1) 庁内を横断した人材育成と配置

- ・ 児童相談所や子ども家庭支援センターなど、児童相談行政の第一線で活躍する人材の育成に向け、庁内を横断した配置・研修等を視野に入れた育成プランを策定するものとし、関係所管と連携し、早期の策定に取り組むものとする。

(2) その他

様々な背景を持つ子どもや保護者等への相談・支援や、一時保護等の法的な権限の行使などにあたる職員のメンタルヘルスの維持は、職員の持つ能力を十分に発揮し、区の児童相談行政全体の活力を高め、責務を全うするために欠くことができないものである。こうしたことを踏まえ、これまでの区が実施してきた研修等を最大限に活用するとともに、職員の心と体の健康の維持に向け、年齢や職責に応じたきめ細やかな支援プランの策定に取り組むものとする。

第 1 1 章 その他

1 子ども・若者部の体制の見直し

子ども・若者部が所掌する事務のうち、児童相談所業務と関連が深く、政策立案や事業執行を児童相談所運営と一体的に行う必要があると考えられる次の事務事業について、平成 3 1 年度からの事業の執行体制等の再編を目指すものとし、本計画案の第二次更新（平成 3 0 年 7 月予定）において具体的な内容を定めることを目途に、検討を進める。

＜事業の執行体制等の再編に向けた検討の対象とする事業＞

- ・要保護児童、家庭支援（児童虐待）に関すること
- ・子ども家庭支援センター事業に関すること
- ・養育家庭の普及啓発に関すること
- ・要保護児童の親支援事業に関すること
- ・子ども家庭支援センター職員等の関係機関支援者研修に関すること
- ・要保護児童支援全区協議会の事務に関すること
- ・要保護児童・園児に関する定期的な情報提供に関すること
- ・児童養護施設退所者等の支援に関すること

2 児童相談所への苦情・不服申立てへの対応

（１）基本的な考え方

児童相談所が行う一時保護や施設入所措置の決定は、行政処分として裁判所への行政事件訴訟や、行政不服審査法による審査請求の対象となる。

職員がこうした苦情や審査請求等に萎縮することなく、適切な判断に基づき業務を遂行するため、日常から所内において業務の情報共有を行い、組織として苦情・不服申立てに対応することを基本とし、職員の対応技術の十分な習得とともに、必要な職員支援体制を構築する。

（２）研修等の実施

- ① 平成 3 0 年度において、他自治体における苦情対応マニュアルの収集を行うとともに、職員の派遣研修により習得した対応技術を持ち寄り、区独自のマニュアル整備を行う。また、苦情対応等への対応力の強化に向けて、次の事項についてもあわせて検討を行うものとする。

ア、所長、児童福祉司スーパーバイザー等の指導的役割にあたる職員に対する、指導・助言の技術向上に向けた研修

イ、苦情・不服申立てが予見されるケース対応にあたっての弁護士等のより有効な活用方法の検討

- ② 平成31年度より、不服審査の制度理解とともに、一時保護等の決定の正当性を証する記録の適切な作成、一時保護決定通知書や措置決定通知書への理由の明確な記載、不服申立てができる旨の教示等の手続きについて、遺漏なく行えるよう、開設準備にあたる児童福祉司を中心に、職員研修を行うものとする。
- ③ また、療育手帳の判定など、苦情、不服申立てが予想される新たな業務にかかる法的対応のための職員研修等を実施するものとし、あわせて当該研修の実施に向けた具体のプログラムを策定する。

＜参考 1＞ 世田谷区の児童相談体制の現況

1 児童相談所・子ども家庭支援センター

(1) 東京都世田谷児童相談所

- ・所在地：世田谷区桜丘 5－28－12
- ・管轄区域：世田谷区、狛江市

●職員体制：（平成 29 年 4 月 1 日現在）

2017事業概要より

所長	児童福祉司	児童心理司	事務	非常勤
1	15	7	3	13

●平成28年度相談受理件数

2017事業概要より

養護相談 (うち虐待相談)	非行相談	障害相談	育成相談	保健相談 その他	計
941 (782)	83	292	97	89	1502

(2) 子ども家庭支援センター

- ・せたがや子ども家庭支援センター（世田谷 4－22－33）
- ・きたざわ子ども家庭支援センター（北沢 2－8－18）
- ・たまがわ子ども家庭支援センター（玉川 1－20－21 ※仮庁舎移転中）
- ・きぬた子ども家庭支援センター（成城 6－2－1）
- ・からすやま子ども家庭支援センター（南烏山 6－22－14）

●職員体制

A チーム（児童虐待対応等を担当するチーム）のみ

係長	ケースワーカー	非常勤・再任用
5	16	13

※係長・ケースワーカー計 21 人の内訳：世田谷 6 人、北沢 3 人、玉川 4 人、砧 4 人、烏山 4 人（平成 29 年 4 月時点）

※子ども家庭課の要保護児童支援専門員（児童相談所 O B）が子ども家庭支援センターの支援会議参加（月 2 回）や個別に職員への指導助言を行うなどのスーパーバイズを行っている。

●平成28年度相談受理件数

養護相談 (うち虐待相談)	非行相談	障害相談	育成相談	その他	計
1023 (634)	5	1	15	1	1045

●平成28年度ケース対応状況 (件数)

28年度末 ケース数	緊急支援 会議	支援会議	個別 ケース 検討会議	送 致 子家セン →児相	援助要請 子家セン →児相	情報提供 子家セン →児相
1260	594	4014	258	17	45	29

(3) 現状 (「世田谷区における効果的な児童相談行政の推進について 中間報告(平成30年1月)」より抜粋)

① 認識の温度差

- ・虐待の通告・相談は、児童相談所と5支所の子ども家庭支援センターで受け付けており、電話を受けた職員(組織)において、現場確認等の初期対応を行うこととなっている。
- ・その後の対応については、「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン」に基づき児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担を決めているが、双方の役割についての認識や、事例に対するアセスメント・危機感が一致せず、連絡調整がスムーズに行われていない事例がある。
- ・その背景には、児童相談所と子ども家庭支援センター双方の業務負担の増加があると思われる。業務量の増加に対応するためには、児童相談所としては、その対応しているケースの一部を担えるよう子ども家庭支援センターの調査力や対応力の向上を期待する一方、子ども家庭支援センターとしては、児童相談所に対して高い専門性を発揮してスムーズにケースを引継ぐことを期待している状況にある。
- ・こうした双方の「期待」の食い違いの結果が、ケースを巡ってどちらが担当するか連絡調整を困難にしている要因となっているが、お互いに対して期待する機能の向上や役割分担の徹底は、これまでの東京都と区の二元体制の下では実現が困難な状況にある。

② 業務量増加による悪循環

- ・子ども家庭支援センターが抱えるケース数は平成28年度末において1,260ケースあり、これをケースワーカー16人(正規職員数)で割りかえすと、ケースワーカーひとりあたりが担当するケースは平均79ケースとなっている。そのため、本来支援が必要なケースに対しても「見守り」という形にとどまってしまう、きめ細やかな支援を有効に行なうことが困難な状況にある。

- ・子ども家庭支援センターのケースワーカーが抱えるケース数がさらに増加し、きめ細かな対応が困難になることにより、一時保護が必要なケースを子ども家庭支援センターが潜在的に抱える危険性が高まることなどが危惧される。
- ・また、長期ネグレクトなど、専門的な対応によらなければ早期の解決が困難なケースについて、児童相談所と連携し速やかに対応しなければ、子ども家庭支援センターが抱えるケース数の増加に歯止めがかからない状況が続くと考えられる。
- ・「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン」に基づき、通告を受けた機関が初期対応を行うこととなっているため、地域支援が必要な泣き声通告なども、初期対応を児童相談所が対応している。また、子どもの面前でのDV事案の警察からの書類通告等が急増し対応に追われ、子ども家庭支援センターが求める、専門性を要する相談等に充分対応できていない状況にある。

2 子ども家庭支援センターの位置づけ

- ・子ども家庭支援センターは、世田谷区子ども家庭支援センター事業実施要綱に基づき実施される「子ども家庭支援センター“事業”」であり、総合支所保健福祉センターの生活支援課と健康づくり課により運用されている。
- ・世田谷区総合支所処務規程において、生活支援課に子ども家庭支援センター担当係長が設置されている。
- ・世田谷区子ども家庭支援センター事業実施要綱上においては、保健福祉センター所長が「統括及び監理」を行う（一部を除く）とされ、実質的に「子ども家庭支援センター長」に位置づけられている

3 相談・通告窓口

（１）相談・通告先の種類

- ・現在、児童相談所と5か所の子ども家庭支援センターがそれぞれ虐待通告・相談先となっている。
- ・子ども家庭支援センターでは、管轄内からの通告・相談を受けており、児童相談所では区内全域からの通告・相談を受けている。
- ・児童相談所への通告・相談は、直通の電話番号へかける方法と「189（児童相談所全国共通ダイヤル）」から繋がる方法がある。

（２）運用の実態

子ども家庭支援センターを通告・相談の一義的窓口として関係機関や区民に周知しているが、「189」への通告は、児童相談所へ引継がれることとなる。この

ような運用の下、実態は次のとおりとなっている。

- ・庁内の他所管や保育園・学校などの関係機関からは管轄の子ども家庭支援センターへ通告することとなっている（子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドラインによる）。
- ・区民に対しては、児童相談所と子ども家庭支援センターの両方を通告・相談窓口として周知している（周知用パンフレットでは、一義的には子ども家庭支援センター、緊急・深刻な場合は児童相談所へ連絡するよう周知）。しかし、区民が緊急度を判断することは難しく、実際はかけやすいほうへかけていることが多いと思われる。
- ・「通告」か「相談」かを判断して電話をかけてくる人は少なく、「通告」であっても実際は問題がない場合や、「相談」でも重篤なケースの場合は、常にありうる。そのため、「通告」以外の電話についても、電話を受けた職員（組織）において、いずれであるかを判断し、場合によっては現場を確認しリスク判断をしている。
- ・子ども家庭支援センターへの相談は虐待通告だけではなく、多くが子育て相談や子育てサービスに関する相談となっている。
- ・「189」においても、虐待通告・相談以外の子育て相談等の電話も入ってきている。また、繋がるまでに時間がかかるため、途中で切ってしまう人も多い（平成28年4月～6月平均接続率20%）。
- ・通告を受けた児童相談所または子ども家庭支援センターのいずれかが対応し、モニタリングや事例の共有もしている。

4 夜間・休日の相談対応

（1）子ども家庭支援センター

- ・現在、子ども家庭支援センターは夜間・休日の虐待通告は受け付けておらず、東京都の児童相談センターや警察に連絡するように案内をしている。
- ・なお、一般的な子育て相談は、月～金 17:00-22:00、土日祝 9:00-22:00 の時間、子ども・子育てテレフォンを開設し対応している。

（2）児童相談所

- ・土日祝日 9:00～17:00 に「通年開所」を実施して虐待通告に対応している。
- ・全夜間は児童相談センターに非常勤の夜間連絡調整員を配置し、緊急度が高い虐待通告に関して必要な対応を行っている。
- ・一般的な子育て相談は月～金 9:00-21:00、土日祝 9:00-17:00 の時間、「^{よいこに}4152

電話相談」を開設し対応している。

(3) 国

国においては小児救急電話相談事業(＃８０００・平日 18:00～23:00、休日 9:00～23:00)において、緊急の小児医療相談に対応している。

5 虐待発生予防・早期発見・対応

- ・現在、虐待発生予防・早期発見・対応のために、子ども家庭支援センターが提供できる在宅支援施策として、ショートステイ、ペアレントトレーニング、学生ボランティア、養育支援等ホームヘルパー、緊急保育等がある。
- ・子ども家庭支援センターは生活支援課と健康づくり課で構成されているため、母子保健事業やネウボラとの連携がとりやすい一方、課が異なるため、指揮命令系統がケースワーカーと保健師では異なり、地区担当保健師が虐待対応に即応できないことがあるなど、活動に制約が生じている面もある。
- ・子ども家庭支援センターは要保護児童支援地域協議会の調整機関として、地域に密着した支援ネットワークを形成している。

6 児童相談所の機能

- ・現在、都内には１１か所の児童相談所があり、そのうちの１つである「児童相談センター」は、地域児童相談所としての役割の他に、中央児童相談所としての機能を持っている。
- ・児童相談センターは、中央児童相談所として、地域児童相談所に対する様々な援助を行うとともに、東京都全域を対象とする治療指導事業、電話相談事業などの各種相談事業や児童相談関係機関との連携の場の設置などを行っている。
- ・各地域児童相談所も、非行や虐待相談等の各種相談に加えて心理的な治療指導を行っているが、より専門的な治療指導が必要なケースや、家族再統合のためのグループ療法については、児童相談センターが行っている。

7 一時保護所

- ・現在、都内の一時保護所は全て東京都が設置・運営している。近年急増する一時保護需要に対応するため定員の増加を図っているが(平成２８年度２１３名)、余裕のある定員枠とはいえない状況にある。また、被虐待による入所も年々増加し(平成２８年度５６．４％)、平均保護日数も長期化(平成２８年度 平均４２．４日)している傾向にある。
- ・平成２９年８月に国の検討会から「新しい社会的養育ビジョン」が出され、一時保護のあり方についても提言がなされている。一時保護所は子どもにとって福祉

的支援と初めて出会う場になることも多く、子どもに安心感をもたらし個別化された丁寧なケアが必要とされている。なにより、子どもの権利保障を最優先に考えなければならないことが明らかにされている。

8 社会的養護

- ・現在、社会的養護に関する業務は、主に児童相談所が担っており、区は養育家庭の普及啓発の一部や児童養護施設等退所者へのアフターフォローなどの業務を行っている。
- ・既存の施設・制度としては、乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、一時保護所、ショートステイ、母子生活支援施設、障害児施設（入所・通所）、養育家庭等（養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親）、ファミリーホーム、等がある。

① 里親の拡充、支援について

ア、現状

- ・都における社会的養護が必要な子どもに占める養育家庭等及びファミリーホームへの委託率は13.1%（平成28年度末）となっている。
- ・グループホーム、ファミリーホームの設置は年々着実に進んでいる（都内：グループホーム143施設、ファミリーホーム19施設。平成28年度末）。
- ・区内の里親登録家庭のうち約4割が未委託の状態にある。（31家庭中13家庭が未委託、平成29年6月現在）
- ・現在の法制度では、養育家庭等は育児休業を取得できない。
- ・養育家庭制度に対する認知度が低く、里親の必要数の確保が足りていない状況にある（区内の里親登録数：31家庭 平成29年6月時点）。
- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい現状がある。
- ・発達障害など子どもが抱える問題が複雑化しており、里親委託が困難なケースが増えている。

イ、都の取組

- ・社会的養護施策の充実・強化を目的に「東京都社会的養護施策推進計画」を策定（平成27年4月）
- ・児童福祉審議会において家庭的養護の推進についての提言取りまとめ（平成28年11月）
- ・養育家庭体験発表会等により広報・普及啓発を実施

- ・全児童相談所で民間団体を活用した里親支援機関事業を実施（平成20年度～）⇒里親委託等推進員による家庭訪問・カウンセリング、家事育児援助者や学習ボランティアの派遣等
- ・児童養護施設・乳児院における里親支援専門相談員の配置に対する支援

ウ、区取組

- ・里親と学生の座談会による、学生への啓発（世田谷児童相談所と共催）
- ・養育家庭体験発表会の開催（世田谷児童相談所と共催）
- ・駅頭等での啓発チラシ等の配付（世田谷児童相談所・児童養護施設と合同実施）

② 児童福祉施設等退所者等への支援体制について

ア、都取組

- ・退所児童等アフターケア事業（国制度）→児童福祉や就業支援に精通した人員を配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うとともに、情報交換の場を提供
- ・児童養護施設に、入所中の子どもの就職・進学に向けた準備から退所後まで継続的な支援を専門に行う「自立支援コーディネーター」を配置（平成28年度末47施設に配置）。
- ・自立援助ホームに、就労に関する相談支援を行う「ジョブ・トレーナー」を配置（平成28年度末6ホームに配置）。

イ、区取組

世田谷区児童養護施設退所者等支援事業（せたがや若者フェアスタート事業）を平成28年度より開始。

<住宅支援>

- ・高齢者向け借り上げ区営住宅に併設される旧生活協力員居室の空室を活用。
- ・対象：区内の2児童養護施設退所者、区内の里親への委託終了者
- ・入居状況：4住戸に5人が入居（平成29年11月末時点）

<居場所支援・地域交流支援>

- ・児童養護施設等の退所者が区内2ヶ所で各月1回開催の食事会に参加し交流を深め、地域の中で身近に相談できる仲間や大人たちとの関係を築く。
- ・参加者実績：228人（うち退所者52人）（平成29年11月末時点）

<給付型奨学金事業>

- ・大学等に進学・通学する資金の一部を給付。

- ・対象：区内の児童養護施設・自立援助ホームを退所した者、区内里親及びファミリーホームへの委託終了者（世田谷児童相談所が措置した区民は区外の施設等も含む）
- ・給付実績：平成29年度10人に給付（総額360万円）

※児童相談所から児童養護施設退所予定者の情報提供を受け、対象施設に案内をしているが、児童相談所から提供される情報が少なく、対象者の把握がしづらい。また、退所から時が経過している該当者への周知が困難である。

9 障害児の相談・支援

（１）児童相談所（都道府県）

- ① 療育手帳（愛の手帳）の受付・判定
 - ・知的障害児の援助を図るため、愛の手帳の申請受付・判定を行う。なお、18歳未満の愛の手帳申請の相談経路は、健診・保育園や学校等・医療機関・療育機関などから児童相談所を紹介されることが多いため、手帳申請のために保護者が保健福祉課へ来所することは非常に少ない。
 - ・交付実績：166件（平成28年度 新規・更新・再交付）
 - ・手帳所持者：1,117人（平成28年4月1日現在 0歳～18歳未満）
- ② 障害児入所相談

様々な事情により家庭で生活できない子どもを一定の期間、福祉型・医療型の障害児入所施設で預かる。
- ③ その他の相談

視聴覚障害相談、言語発達障害等相談、肢体不自由相談、重症心身障害相談、ことばの遅れ相談、発達障害相談

（２）区・総合福祉センター・げんき 等（区市町村）

- ① 身体障害者手帳受付（保健福祉課）

身体に障害のある人が各種の援護を受けるために必要な手帳で、障害（視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）の程度が1級から6級の等級のある人に交付される。
- ② 障害児通所サービス（保健福祉課）

ア、児童発達支援

 - ・未就学の障害児に、児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

- ・ 27年度実績 1,211人

イ、医療型児童発達支援

- ・ 上肢・下肢または体幹機能障害のある子どもに医療型児童発達支援センターや医療機関で児童発達支援や治療を行う。
- ・ 27年度実績 9人

ウ、放課後等デイサービス

- ・ 就学している子どもに、授業の終了後または休業日に、児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
- ・ 27年度実績 1,045人

エ、障害児相談支援

- ・ 障害児通所支援を利用する子どもに対して、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに計画の検証等を行う。
- ・ 27年度実績 1,565人

③ 精神障害者保健福祉手帳受付（健康づくり課）

精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活に障害のある人に交付される。1～3級の等級がある。

ア、乳幼児健診・発達相談（健康づくり課）

- ・ 健康づくり課や医療機関において行う乳幼児の健診。産後1ヶ月健診、3～4ヶ月健診、6～7ヶ月健診、9～10ヶ月健診、1歳6ヶ月健診、2歳6ヶ月歯科健診、3歳児健診がある。
- ・ また、保健師が発育・発達全般の相談を受け、必要に応じて医師や臨床心理士などの専門職による相談や経過観察を行っている。
- ・ 区内外の専門医療機関や療育機関の紹介、生活支援・家庭支援など、幅広い情報提供を行っている。

イ、相談・指導訓練（総合福祉センター）

- ・ 区民や関係機関からの、障害に関するさまざまな相談に応じている。必要に応じて専門医相談・専門評価を行い、適切な支援計画を決定するとともに、障害に関する情報の提供・制度の紹介・関係機関との連絡調整等を行っている。発達・発育に遅れや障害のある乳幼児を対象に、豊かな成長を促し、日常生活の自立に必要な力や社会性を早期の段階から育てていくことを目的に相談・指導を行っている。
- ・ 新規相談児 27年度実績：361人、相談のみ 293人、計 654人
- ・ 個別指導 27年度実績 7,101人（延べ）

- ・グループ指導 27年度実績 2820人（延べ）

ウ、発達障害の相談（げんき）

- ・本人、家族、専門機関からの子どもの育ちや発達、発達障害に関する相談対応を行う。相談を踏まえて、具体的な対応についてのアドバイスを行うとともに、処遇会議を経て、相談の継続、療育への導入、他機関への紹介や連携等、必要な支援につなげる。
- ・来所相談 27年度実績：初回相談 274件、処遇決定前相談 288件、継続相談 242件
- ・療育事業 27年度実績：療育利用請求数 567人、療育実施延回数 3497回、保護者面談延回数 2,394回、所属機関連携 375件

エ、就学に関する相談（教育委員会）

障害や発達上の特性のある子どもの就学のために、保護者と教育委員会が行う相談。子どもと保護者との面接を行い、子どもの様子をもとに就学支援委員会において就学先について意見をまとめる。その意見をもとに、保護者の希望も踏まえ子どもにとって望ましい就学先について一緒に考えていく。

（３）障害児の虐待予防と対応

- ・児童相談所が受ける相談のうち障害相談は 16.3 パーセント（平成 28 年度東京都）であるが、愛の手帳の判定が大半を占めている。障害児が虐待を受けた場合は養護相談の被虐待相談として対応している。
- ・区においても障害児虐待については、児童相談所、子ども家庭支援センター、関係機関が要保護児童支援協議会・地域協議会の枠の中で連携して支援している。
- ・虐待を受けた障害児が、家庭で適切な養育を受けられない場合は里親や児童養護施設、障害児施設に措置されている。
- ・障害児を受け入れる専門養育家庭の制度はあるが、登録している家庭はほとんどない。
- ・里親委託後に、里子に発達障害等の疑いがあることが判明することがある。里親が療育等をさせたいと思っても、実親が精神科の受診を認めない（障害受容ができていない）ことが多々あり、対処が困難な場合がある。その際は、児童相談所が里親の相談にのりながら、実親への説明等の対応を行っている。
- ・区には、障害児の保護者に対し、以下のような支援・サービスがあり、障害児虐待の予防の一端を担っている。

○保健福祉課の発達障害支援コーディネーターによる相談

○療育機関・学校（スクールカウンセラー）などが行う保護者との相談・アド

バイス

○ショートステイ、日中ショートステイ、緊急介護人派遣、重症心身障害児在宅レスパイト事業などの各種サービス

＜参考 2＞ 用語解説

あ行

○愛着の課題

虐待やネグレクトなどで、子どもが特定の養育者との間に安定した愛着形成ができないことにより、情緒や対人面に問題が生じて、他者と安定した人間関係を結ぶことに支障をきたす状態。

○アセスメント

個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べること。

○新しい社会的養育ビジョン

平成 28 年の児童福祉法改正の理念を具体化するために、国による「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が平成 29 年 8 月にまとめた報告書。

○アドボケイト

自己の権利を表明することが困難な子どもに代わり、その権利を代弁・擁護する支援者。代弁・擁護する機能をアドボカシーという。

○新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）

平成 27 年 9 月から行われた、国の社会保障審議会児童部会のもとにおかれた専門委員会。児童福祉法改正の抜本的な改正を提言しており、平成 28 年の児童福祉法改正に影響を与えた。

○一時保護委託

児童福祉法第 33 条に基づき、児童相談所長は児童の一時保護を行うことができるが、一時保護所で保護する以外にも、乳児院、病院、児童養護施設、里親などにも一時保護を委託することができるとされている。

○一時保護所

児童福祉法第 33 条に基づき一時保護した児童を一時的に預かる、児童相談所に付設されている施設。

○^{いちはやく}189（児童相談所全国共通ダイヤル）

従来の 10 桁の電話番号を覚えやすい 3 桁の番号にして、平成 27 年 7 月から運用を開始した、24 時間受付の児童相談所全国共通ダイヤル。虐待通告のほかに、子育ての悩みについての相談も受ける仕組みになっている。

か行

○家族再統合事業

一時保護や施設入所等の子どもとその養育者に、様々な心理療法（グループや個別）を行い、家族関係の再構築を図る事業。

○警察からの身柄付き通告・書類通告

児童福祉法第25条に基づく通告。少年警察活動規則に基づいて、警察が定める書式の児童通告文書により行われる。通告は児童の身柄付きと文書のみの場合がある。通告を受けた児童相談所は受理会議で検討し、相談援助活動を行う。援助結果を当該警察に通知する。

○厚生労働省通知「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」（雇児総発0930号第2号）

平成22年に出された、児童相談所が児童虐待通告を受理した段階から児童の安全確認を行うまでの対応方法や留意事項を定めた厚生労働省の通知。子どもを目視しての安全確認が求められている。

○子ども・子育てテレフォン

世田谷区が実施している電話相談事業。平成17年から子育てテレフォンとして事業開始。平成21年からは保護者だけでなく、子ども本人からの電話相談を受けている。相談員には保健師、助産師、看護師、保育士、臨床心理士、幼稚園教員免許所持者などの有資格者を配置し、子育てや子ども本人からの相談に応じ、必要に応じて関係機関へのつなぎを行っている。

○子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン

児童相談所と子ども家庭支援センターの連携・協働を強化し、総合的な対応力を高めるため、両者でケースアセスメントや判断についての共通認識を持つことを目的としたガイドライン。従前の東京ルールを基にして平成27年6月から運用を開始した。

さ行

○里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を養育することを希望する者で、都道府県知事が適當であると認める者。

○里親委託等推進員

東京都の里親支援機関事業を受託している里親支援機関に配置された職員。新規委託児フォローアップ、定期巡回訪問、里親カウンセリング、普及啓発事業など児童相談所と連携して里親支援や委託の促進に取り組んでいる。

○里親支援機関事業

東京都の事業で、児童相談所が民間団体と連携し里親委託の推進を目的としている。平成20年度にモデル事業として開始し、平成24年度からは都内全ての児童相談所で展開している。

○里親支援専門相談員

都内の乳児院と児童養護施設に配置されている職員。所属施設の子どもの里親委託の推進、退所した子どものアフターケアとしての里親支援、地域支援としての里親支援等を実施している。

○市区町村子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。平成28年の児童福祉法改正において、市区町村は子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化された。

○市町村子ども家庭支援指針

平成28年の児童福祉法改正により、従来の市町村児童家庭相談援助指針に代わり、29年3月31日に策定された新しいガイドライン。子ども家庭相談については、子どもに対する支援だけではなく、子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者ごと支える視点が不可欠であり、その観点から、保護者に対する助言、指導等を行い寄り添い続ける支援が必要とされている。

○児童家庭支援センター

児童福祉法第44条の2に規定されている、児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細やかな相談支援を行う児童福祉施設。

○児童養護施設

保護者のない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させ養護し、あわせて退所した者に対する相談や自立のための援助を行う施設。

○児童自立支援施設

不良行為をおこしたり、おこす恐れのある児童及び家庭環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所、または保護者のもとから通わせて、指導とともに自立を支援し、あわせて退所した者への相談や援助を行う施設。

○社会的養護

親の死亡や虐待または児童の心身状況から家庭での養育が困難になったなど、保護者・児童の一方または双方の理由により、家族による養育ではなく、施設や里親により養育を行うこと。

○自立援助ホーム

義務教育を終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所したが、社会的自立が十分にできていない児童を対象として、共同生活のうえ、仕事上、日常生活上の相談に応じる施設。20歳未満が対象だが、大学等就学中の者は22歳の年度末まで対象となる。

○スーパーバイザー

社会福祉実践における経験や知識を持ち、ケースワーカー（スーパーバイザー）に対して、管理的・教育的・支持的側面から助言や支援を行う者。組織の目標達成、クライアントの利益、支援者の成長等を目的としている。

○ソーシャルワーク

生活していく上での問題を、社会資源を用いて解決したり緩和したりすることで質の高い生活を支援する社会福祉援助技術のひとつ。

た行

○代替養育

養育支援等サービスのうち、保護者とサービス提供者の契約で行われるものを除き、養育支援等のサービスの開始と終了に行政機関が関与している形態のうち保護者と分離している養育状態。

○地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の福祉サービスを、関係者が連携協力して、一体的に提供する仕組み。

○東京都社会的養護施策推進計画

平成27年4月に東京都が定めた、都における社会的養護に係る施策の推進を図ることを目的として策定された計画。計画期間は平成41年度までの15年間とし5年ごとに見直しを行うものとされている。

○特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を決めること。

な行

○乳児院

乳児を入所させて養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。

は行

○発達障害

発達障害者支援法に定義される、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

○パーマネンシー

家庭養育優先の理念のもと、実親による養育が困難であれば養子縁組を提供するなどして、子どもに永続的な人間関係や生活の場を保障すること。

○ファミリーホーム

小規模住居型児童養育事業。一定の要件を備えた養育者の住居において、5人又は6人の要保護児童を、子ども同士の相互作用を活かしつつ家庭的な環境のもとで養育する制度。

○フォスタリング機関

里親のリクルート、登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の過程及び委託後の里親養育などの一連の業務（フォスタリング業務）を包括的に行う機関。

○フレンドホーム

乳児院や児童養護施設で暮らす子どもを、夏休み等学校の長期休暇期間や土・日・祝日に、登録された家庭が任意の日数を預かる東京都の制度。家庭での生活体験を目的として、おおむね1歳から12歳の子どもを対象にしている。

○ペアレントトレーニング

子どもの行動に注目し、「望ましい行動」「望ましくない行動」「危険な行動」への対応方法を養育者と具体的に話し合いながら子どもへの接し方を学ぶプログラム。

○母子生活支援施設

配偶者のない女子、又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護する児童を入所させて保護したうえで自立への支援を行い、あわせて退所した者に対する相談や自立のための援助を行う施設。

ま行

○メルクマールせたがや

様々な理由から社会との接点を持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができないなど、生きづらさを抱えた若者の支援を目的としている世田谷区の施設。ひきこもり等悩み相談、社会参加へのきっかけ作り、各種セミナーなどを実施している。中高生世代～39歳までの区民と家族が対象。

○モニタリング

ケースワークの展開過程の段階のひとつ。援助が計画に沿って進んでいるか、また問題解決のためになされた介入が実際に解決に有効であるかどうかを見極める段階。

や行

○ユニットケア

入居者をひとまとめにしてケアするのではなく、少人数に分けてケアをする取り組み。入居者の状況に合わせた家庭的なケアが提供できる利点がある。その反面、小

さなユニットに分けるほど職員が必要になり、勤務体制が組みにくくなるなどの難点がある。

○^{よ い こ に}4 1 5 2 電話相談

東京都が実施している、専任相談員が子どもに関するさまざまな相談に応じる電話相談事業。

○養育家庭等（養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親）

保護者がいないか、保護者がいても様々な理由から家庭で暮らせない児童（要保護児童）を家庭に代わって養育する家庭。東京都における名称。

【養育家庭】

要保護児童を養子縁組を目的とせずに、一定期間家庭において養育する。

【専門養育家庭】

要保護児童のうち被虐待児、障害児等を、養子縁組を目的とせずに、一定期間家庭において養育する。

【親族里親】

一定の要件を満たす要保護児童を、扶養義務者及び配偶者である親族が引き取り養育する。

【養子縁組里親】

要保護児童を養子縁組を目的として家庭において養育する。

○要保護児童支援協議会・要保護児童支援地域協議会

児童福祉法第25条の2に規定されている、要保護児童対策地域協議会（要対協）。世田谷区では、世田谷区要保護児童支援協議会（全区協議会、1会議体）、世田谷区要保護児童支援地域協議会（地域協議会、5会議体）という名称をつけている。全区協議会は子ども・若者部（子ども家庭課）、地域協議会は各総合支所保健福祉センター生活支援課（子ども家庭支援センター）が調整機関を担っている。

【参考文献】

社会福祉用語辞典第7版 ミネルヴァ書房

2017 社会福祉の手引き 東京

＜参考 3＞ 課題（検討項目）の整理

<凡例>

関連する特別区長会において抽出した児童相談所移管にあたっての抽出課題を記載している。

●課題（検討項目）の整理 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【済】 課題 ID 132 学識経験者等の外部人材の活用方策／各区課題 (H29) ／児童相談行政のあり方に関すること (児童相談所(一時保護所を含む)の組織体制について)

【済】検討済み、【継】検討中、【未】今後検討予定の課題であることを示す。

課題の整理 I D、課題内容／検討区分（検討着手年度）／項目の整理区分（備考）を記載。

第1章 計画について

2 計画の更新（第一次更新）の趣意

【済】 課題 ID 132 学識経験者等の外部人材の活用方策／各区課題 (H29) ／児童相談行政のあり方に関すること（児童相談所（一時保護所を含む）の組織体制について）

第2章 基本方針

3 スケジュール

【済】 課題 ID 116 区が児童相談所を設置する意義と効果の明確化／各区課題 (H29) ／児童相談行政のあり方に関すること(児童相談所移管後の新たな児童相談体制について)

【継】 課題 ID 270 児童相談所業務等に必要な条例等の規定整備／各区課題 (H29) その他 (児童相談所業務等に必要な条例等の規定整備)

【継】 課題 ID 206 個人情報に関する条例の整備／各区課題 (H29) 都との連携体制の確保に関すること (都区間の情報共有について)

第3章 児童相談所移管後の児童相談行政

5 国が目指す新たな子育て支援体制の整備

【継】 課題 ID 119 児童相談所と子ども家庭支援センター（市町村における支援拠点）の役割分担、子ども家庭支援センターの位置付け及び子育て世代包括支援センターとの関係性の整理／各区課題（H29）児童相談行政のあり方に関すること（児童相談所移管後の新たな児童相談体制について）

6 治療指導（心理・医学的支援）の実施

【済】 課題 ID 145 保護者指導支援プログラム・親子関係再構築プログラムの検討／各区課題 (H29) 児童相談行政のあり方に関すること (その他)

- 【未】 課題 ID 582 都児童相談センター（中央児童相談所）との連携／都協議課題（H）障害相談窓口に関すること（東京都との連携）
- 【未】 課題 ID 466 治療指導課の事業の利用の検討／都協議課題（H30）都との連携体制の確保に関すること（設置後の連携について）
- 【継】 課題 ID 112 相談の範囲の決定／各区課題（H29）障害相談窓口に関すること（その他）
- 【継】 課題 ID 105 一般の相談窓口（虐待などに主に対応）と発達遅滞・発達障害・知的障害に類する相談については、児童相談所の中で窓口を分けて対応／各区課題（H29）障害相談窓口に関すること（体制整備）

7 世田谷区版ネウボラの取組みとの連携

- 【継】 課題 ID 117 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供するための体制の整備／各区課題（H29）児童相談行政のあり方に関すること（児童相談所移管後の新たな児童相談体制について）

8 地域・関係機関との連携

- 【継】 課題 ID 219 児童相談所を中心とした地域ネットワークの再構築／各区課題（H29）／関係機関との連携、協力、調整に関すること（その他）
- 【継】 課題 ID 120 要保護児童対策地域協議会のあり方の再検討／各区課題（H29）児童相談行政のあり方に関すること（児童相談所移管後の新たな児童相談体制について）
- 【継】 課題 ID 118 虐待の発生予防、早期発見や虐待発生時等の対応を迅速、的確に行うための体制整備（地域ネットワークの活用を含む）／各区課題（H29）児童相談行政のあり方に関すること（児童相談所移管後の新たな児童相談体制について）
- 【継】 課題 ID 91 既存の窓口と、区で設置する児童相談所との役割分担／各区課題（H29）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（組織関係）
- 【継】 課題 ID 92 所管部署、保健所等と医療機関との連絡体制の整備／各区課題（H29）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（組織関係）
- 【継】 課題 ID 93 医師会・各医療機関との協力体制構築・協力医療機関の確保／各区課題（H29）医療機関との連携、協力、調整に関すること（事業運営関係）
- 【継】 課題 ID 94 医師会・各医療機関との協力体制構築・個人情報の共有と保護のルールづくり／各区課題（H29）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（事業運営関係）
- 【継】 課題 ID 95 医師会・各医療機関との協力体制構築・児童相談所についての周知／各区課題（H29）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（事業運営関係）
- 【継】 課題 ID 96 医師会・各医療機関との協力体制構築・医療機関が通告、連絡しやすい体制整備／各区課題（H29）医療機関との連携、協力、調整に関すること（事業運営関係）
- 【継】 課題 ID 97 医師会・各医療機関との協力体制構築・保護者に児童相談所への相談を勧めることができるような環境整備／各区課題（H29）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（事業運営関係）
- 【継】 課題 ID 100 区外の医療機関との関係性構築の方策／各区課題（H29）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（事業運営関係）
- 【継】 課題 ID 101 個人情報の取扱いルールづくり／各区課題（H29）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（事業運営関係）
- 【未】 課題 ID 409 隣接区医師会との情報交換・情報共有の仕組みづくり・隣接区の医療機関への区児童相談所の周知活動／共通課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（広域連携）
- 【未】 課題 ID 410 隣接区医師会との情報交換・情報共有の仕組みづくり・区内外の医療機関との関係性構築の方策／共通課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（広域連携）
- 【未】 課題 ID 411 隣接区医師会との情報交換・情報共有の仕組みづくり・自区内の医療機関だけで対応が困難な場合の調整、協力体制／共通課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（広域連携）
- 【未】 課題 ID 412 隣接区医師会との情報交換・情報共有の仕組みづくり・区を越えての医療機関連携の際の情報提供ルール確立／共通課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（広域連携）
- 【未】 課題 ID 413 隣接区医師会との情報交換・情報共有の仕組みづくり・複数区による対応が必要な場合の情報共有の方法／共通課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（広域連携）

- 【未】 課題 ID 414 二次保健医療圏内の連携強化・一部の区だけ医療機関との連携等の強化が図られることのないよう、二次保健医療圏毎に連携強化を図るなど近隣区との連携／共通課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（広域連携）
- 【未】 課題 ID 560 児童相談所が行っている医療機関との連携等の現況・これまでの医療機関との連携、協力、調整、ノウハウ等の引き継ぎ／都協議課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（東京都からの情報提供）
- 【未】 課題 ID 415 個人情報の取扱いルールづくり／共通課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（その他）
- 【継】 課題 ID 213 早期発見のための連携／各区課題（H29）関係機関との連携、協力、調整に関すること（医療機関に関することについて）
- 【継】 課題 ID 215 早期発見のための連携（通告までの流れ、通告の基準などの策定）／各区課題（H29）関係機関との連携、協力、調整に関すること（学校、教育委員会に関することについて）
- 【継】 課題 ID 216 要保護児童に対する援助を行う際の児相と学校の役割分担の明確化／各区課題（H29）関係機関との連携、協力、調整に関すること（学校、教育委員会に関することについて）
- 【継】 課題 ID 217 非行、不登校児童に対する一貫した援助のための会議体設置、合同研修の実施／各区課題（H29）関係機関との連携、協力、調整に関すること（学校、教育委員会に関することについて）
- 【継】 課題 ID 231 児童委員の日常的な職務における、児童委員と児童相談所及び移管後の子ども家庭支援センターとの連携や協力体制の確立／各区課題（H29）児童委員に関する事務（組織の体制・整備について）
- 【継】 課題 ID 218 社会福祉法人やNPO等との協働（里親支援、養子縁組、施設養護、メンタルフレンドなど）／各区課題（H29）関係機関との連携、協力、調整に関すること（民間団体に関することについて）
- 【継】 課題 ID 200 メンタルフレンド派遣事業実施の有無の検討／各区課題（H29）社会的養護に関すること（メンタルフレンドについて）
- 【継】 課題 ID 201 メンタルフレンド登録者を増やすための方策／各区課題（H29）社会的養護に関すること（メンタルフレンドについて）
- 【継】 課題 ID 19 要保護児童対策地域協議会の体制強化など関係機関の整備に要する経費の把握／各区課題（H29）移管に伴う財源に関すること（その他）

第4章 虐待通告への対応

1 ケースの取扱い（主担当の移行の考え方）

- 【未】 課題 ID 464 ケースの引継ぎ（時期、手法、ケース記録の引渡し方法など）／都協議課題（H30）都との連携体制の確保に関すること（立ち上げ支援等について）

2 ケース検討会議

- 【継】 課題 ID 127 各種会議の実施方法の検討（受理会議、判定会議、援助方針会議など）／各区課題（H29）／児童相談行政のあり方に関すること（児童相談所（一時保護所を含む）の組織体制について）

第6章 児童相談所の整備

1 基本的な考え方

- 【継】 課題 ID 146 児童相談所の名称表示／各区課題（H29）児童相談行政のあり方に関すること（その他）

2 整備場所

- 【済】 課題 ID 1 児童相談所の単独施設とするか、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設などとの複合施設とするかの検討／各区課題（H29）／財産及び施設整備に関すること（施設整備方針に関する検討）
- 【済】 課題 ID 274 用地取得にかかる国の補助金制度等の創設に向けた検討／共通課題（H—）移管に伴う財源に関すること（施設整備経費（設置準備～開設）に関する事項）

第7章 一時保護

4 里親・ファミリーホームへの一時保護委託

- 【継】 課題 ID 167 一時保護委託先の確保について／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護委託先の確保について)
- 【済】 課題 ID 182 未委託里親への委託推進の方策／各区課題 (H29) 社会的養護に関すること (里親委託先の確保について)

5 一時保護所における保護

- 【済】 課題 ID 148 単独設置するか、共同設置するかの検討／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の設置について)
- 【済】 課題 ID 149 設置方法※これまでの検討では「管理執行協議会」方式を採用／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【済】 課題 ID 150 設置や処理に関する事前の合意形成／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【済】 課題 ID 151 施設整備費、維持管理費、修繕費の分担金に係る協定の検討／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【済】 課題 ID 152 運営費などの費用負担／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【済】 課題 ID 153 設置主体及び財産の帰属／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【済】 課題 ID 154 都施設を活用した場合の共同設置区による財産移管手続き等に関する検討／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【済】 課題 ID 155 一時保護所を単独施設として設置するか、建設予定区の児童相談所に併設するかの検討／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【済】 課題 ID 156 設置場所／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【済】 課題 ID 157 施設規模、レイアウト／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【済】 課題 ID 158 子どもを中心に考えた一時保護所の施設整備のあり方／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【済】 課題 ID 159 執行体制の整理／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【未】 課題 ID 463 マニュアル等の提供／都協議課題 (H30) 都との連携体制の確保に関すること (立ち上げ支援等について)
- 【済】 課題 ID 160 職員数、職員配置、勤務体制／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【済】 課題 ID 162 入所調整の仕組み／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【済】 課題 ID 163 事故発生時における責任の所在の明確化／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【済】 課題 ID 164 住民等への説明／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【済】 課題 ID 205 一時保護所を共同設置した場合の措置児童等に係る医療費公費負担(10割負担受診券)の取扱い／各区課題 (H29) 区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること (区間の連携・協力・調整について)
- 【済】 課題 ID 282 一時保護所等を共同設置する場合の財政措置、負担方法に関する検討／共通課題 (H30・31) 移管に伴う財源に関すること (その他)
- 【済】 課題 ID 165 年齢や保護に至る主訴別に一時保護するための方策／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (混合処遇の解消について)
- 【済】 課題 ID 166 一時保護所の単独設置区の間で用途を分け合うことについての検討／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (混合処遇の解消について)
- 【済】 課題 ID 168 一時保護所を児童相談所と同時期に設置しない場合、他自治体の一時保護所を利用するにあたっての事務委託の検討／各区課題 (H29) 一時保護に関すること (一時保護委託先の確保について)
- 【済】 課題 ID 2 児童相談所と一時保護所を併設するか否かの検討／各区課題 (H29) 財産及び施設整備に関すること (施設整備方針に関する検討)

- 【済】 課題 ID 3 児童相談所と一時保護所を同時開設するか否かの検討／各区課題 (H29) ／財産及び施設整備に関すること (施設整備方針に関する検討)
- 【済】 課題 ID 4 設置箇所数／各区課題 (H29) ／財産及び施設整備に関すること (施設整備方針に関する検討)
- 【済】 課題 ID 5 設置時期／各区課題 (H29) ／財産及び施設整備に関すること (施設整備方針に関する検討)
- 【済】 課題 ID 6 設置場所の確保(関係機関、交通機関との位置関係の検討、用途地域の確認を含む)／各区課題 (H29) ／財産及び施設整備に関すること (施設整備方針に関する検討)
- 【済】 課題 ID 7 既存の区施設等の利活用の検討／各区課題 (H29) ／財産及び施設整備に関すること (施設整備方針に関する検討)
- 【済】 課題 ID 8 都の既存施設(土地を含む)の移管・利活用の検討／各区課題 (H29) ／財産及び施設整備に関すること (施設整備方針に関する検討)
- 【済】 課題 ID 9 国有地・都有地の積極的な貸与または譲渡に関する検討／各区課題 (H29) ／財産及び施設整備に関すること (施設整備方針に関する検討)
- 【継】 課題 ID 10 近隣住民との合意形成／各区課題 (H29) ／財産及び施設整備に関すること (施設整備方針に関する検討)
- 【継】 課題 ID 11 施設規模、相談機能を重視した施設整備のあり方、レイアウト／各区課題 (H29) ／財産及び施設整備に関すること (施設整備に関する検討)
- 【継】 課題 ID 13 備品の整備(車両、遊具など)／各区課題 (H29) ／財産及び施設整備に関すること (施設整備に関する検討)
- 【継】 課題 ID 14 一時保護所における安全対策(避難経路確保、怪我防止の工夫など)／各区課題 (H29) ／財産及び施設整備に関すること (施設整備に関する検討)
- 【済】 課題 ID 12 子どもを中心に考えた一時保護所の施設整備のあり方／各区課題 (H29) 財産及び施設整備に関すること (施設整備に関する検討)
- 【済】 課題 ID 161 入所定員及び各区定員枠の設定／各区課題 (H29) ／一時保護に関すること (一時保護所の共同設置について)
- 【継】 課題 ID 136 重大事件(暴力、失踪など)や災害発生時における緊急対応体制の整備／各区課題 (H29) ／児童相談行政のあり方に関すること (児童相談所(一時保護所を含む)の組織体制について)
- 【継】 課題 ID 138 一時保護所の勤務ローテーション／各区課題 (H29) 児童相談行政のあり方に関すること (児童相談所(一時保護所を含む)の組織体制について)
- 【継】 課題 ID 32 一時保護所職員の勤務形態(夜間休日体制の確保、職員の勤務条件)／各区課題 (H29) 職員の確保・育成・活用に関すること (活用に関する課題)
- 【済】 課題 ID 139 一時保護所における給食調理業務の実施方法(直営・委託)／各区課題 (H29) 児童相談行政のあり方に関すること (児童相談所(一時保護所を含む)の組織体制について)
- 【継】 課題 ID 208 身柄付送致の受入手順の検討(保護児童の移送手段含む)／各区課題 (H29) 関係機関との連携、協力、調整に関すること (警察に関することについて)

6 整備量を超える一時保護への対応

- 【継】 課題 ID 169 一時保護委託先の確保策(乳児院、児童養護施設、警察署、医療機関、里親など)／各区課題 (H29) ／一時保護に関すること (一時保護委託先の確保について)
- 【継】 課題 ID 209 警察署に委託一時保護を行う場合の手順と受入基準の調整／各区課題 (H29) 関係機関との連携、協力、調整に関すること (警察に関することについて)
- 【継】 課題 ID 21 他区市と一時保護所を相互利用する場合の財政措置、負担方法に関する検討／各区課題 (H29) 移管に伴う財源に関すること (その他)

8 一時保護における医療体制の確保

- 【継】 課題 ID 98 医師会・各医療機関との協力体制構築・緊急病床の確保(委託、補助)／各区課題 (H29) 医療機関との連携、協力、調整に関すること (事業運営関係)
- 【継】 課題 ID 99 医師会・各医療機関との協力体制構築・協定、委託等連携の在り方の調整／各区課題 (H29) 医療機関との連携、協力、調整に関すること (事業運営関係)

第8章 社会的養護

1 基本的な考え方

- 【済】 課題 ID 170 家庭で養育することが困難な子どもの養護についての基本姿勢の検討／各区課題（H29）社会的養護に関すること（区内の社会的養護に関する体制整備について）
- 【済】 課題 ID 171 社会的養護の体制整備に関する基本的考え方の検討／各区課題（H29）社会的養護に関すること（区内の社会的養護に関する体制整備について）
- 【継】 課題 ID 196 都が独自に行っている施策等の継続性の検討／各区課題（H29）社会的養護に関すること（施設への補助について）

2 家庭養護

- 【済】 課題 ID 177 里親への支援策／各区課題（H29）社会的養護に関すること（里親支援について）
- 【継】 課題 ID 181 里親委託後の家庭復帰に向けた支援策／各区課題（H29）社会的養護に関すること（里親支援について）
- 【継】 課題 ID 183 里親からファミリーホームへの移行の支援策／各区課題（H29）社会的養護に関すること（ファミリーホームの拡充について）
- 【継】 課題 ID 175 都が独自に行っている里親支援に関する施策等の継続性の検討／各区課題（H29）社会的養護に関すること（里親支援について）
- 【継】 課題 ID 184 ファミリーホームの設置を促進するための方策／各区課題（H29）社会的養護に関すること（ファミリーホームの拡充について）
- 【継】 課題 ID 180 児童相談所以外（児童養護施設、民間団体など）との連携体制の整備／各区課題（H29）社会的養護に関すること（里親支援について）

3 施設養護

- 【継】 課題 ID 194 家庭復帰に向けた支援策／各区課題（H29）社会的養護に関すること（施設との連携について）
- 【継】 課題 ID 197 新たに事業をはじめる社会福祉法人等、事業者への補助の検討／各区課題（H29）社会的養護に関すること（施設への補助について）
- 【継】 課題 ID 198 フレンドホーム事業実施の有無の検討／各区課題（H29）社会的養護に関すること（フレンドホームについて）
- 【継】 課題 ID 199 フレンドホームを増やすための方策／各区課題（H29）社会的養護に関すること（フレンドホームについて）

4 児童の自立支援

- 【継】 課題 ID 174 児童福祉施設等の退所児童支援（アフターケア事業など）の検討／各区課題（H29）社会的養護に関すること（区内の社会的養護に関する体制整備について）

7 その他

- 【継】 課題 ID 172 18歳、19歳の未成年に対する虐待対応／各区課題（H29）社会的養護に関すること（区内の社会的養護に関する体制整備について）
- 【継】 課題 ID 173 高校生年齢の子どもの通学保障／各区課題（H29）社会的養護に関すること（区内の社会的養護に関する体制整備について）
- 【継】 課題 ID 202 児童養護施設等からの子どもの引き取りによる母子再統合の場としての活用の検討／各区課題（H29）社会的養護に関すること（母子生活支援施設について）
- 【継】 課題 ID 203 特定妊婦の産前・産後ケアホームとしての活用の検討／各区課題（H29）社会的養護に関すること（母子生活支援施設について）

第9章 自治体間の広域調整

2 一時保護所の特別区・東京都との協定について

- 【継】 課題 ID 298 相互利用のルール、協定の検討／共通課題 (H30) /一時保護に関すること (区間の相互利用について)
- 【済】 課題 ID 299 相互利用のための定員枠を設定するか否かの検討／共通課題 (H29) /一時保護に関すること (区間の相互利用について)
- 【済】 課題 ID 300 入所調整の方法／共通課題 (H29) /一時保護に関すること (区間の相互利用について)
- 【継】 課題 ID 311 児童福祉施設、一時保護所の空き状況の情報共有／共通課題 (H30) 区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること (区間の情報共有について)
- 【継】 課題 ID 301 費用負担／共通課題 (H30) /一時保護に関すること (区間の相互利用について)
- 【継】 課題 ID 283 一時保護所を相互利用する場合の財政措置、負担方法に関する特別区としての方針の検討／共通課題 (H30・31) 移管に伴う財源に関すること (その他)
- 【済】 課題 ID 302 委託区と受託区の役割分担／共通課題 (H29) /一時保護に関すること (各区との連携について)
- 【済】 課題 ID 303 事故発生時における責任の所在の明確化／共通課題 (H29) /一時保護に関すること (各区との連携について)

3 里親に関する特別区の連携にあたっての基本方針

- 【継】 課題 ID 176 里親会の設置 (当面は現行のままか、区ごとに設けるか) /各区課題 (H29) 社会的養護に関すること (里親支援について)
- 【未】 課題 ID 304 里親が他区に転居した場合の支援策／共通課題 (H30) 社会的養護に関すること (里親支援について)
- 【未】 課題 ID 318 里親が転居した場合の登録や子どもの処遇／共通課題 (H30) 社会的養護に関すること (里親支援について)
- 【継】 課題 ID 305 自区内の里親に委託できない場合の特別区間の里親委託のルール作り／共通課題 (H30) 社会的養護に関すること (里親委託先の確保について)
- 【継】 課題 ID 179 里親研修の実施／各区課題 (H29) 社会的養護に関すること (里親支援について)

4 児童養護施設に関する特別区の連携にあたっての基本方針

- 【継】 課題 ID 193 連絡、入所調整手順／各区課題 (H29) 社会的養護に関すること (施設との連携について)
- 【継】 課題 ID 195 児童福祉施設の措置費の請求・支払いに関する事務の取扱い／各区課題 (H29) 社会的養護に関すること (施設との連携について)
- 【未】 課題 ID 306 他区のグループホームへの入所措置／共通課題 (H30) 社会的養護に関すること (自区内のグループホームに措置できない場合の対応について)
- 【未】 課題 ID 450 多摩地域のグループホームへの入所措置／都協議課題 (H30) 社会的養護に関すること (自区内のグループホームに措置できない場合の対応について)

7 その他の特別区間の連携にあたっての基本方針

- 【済】 課題 ID 315 転宅を繰り返すケース／共通課題 (H30) 区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること (複数区が関わるケースの対応について)
- 【済】 課題 ID 316 親と子ども、兄弟が分離しているケース／共通課題 (H29) 区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること (複数区が関わるケースの対応について)
- 【済】 課題 ID 317 保育園や学校等が区外にあり、確認等が必要なケース／共通課題 (H30) 区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること (複数区が関わるケースの対応について)
- 【未】 課題 ID 295 移管後の特別区間の連携体制の整備 (特別区間の情報共有、人材不足への一時的な協力・対応) /共通課題 (H30 以降) /職員の確保・育成・活用に関すること (活用に関する課題)
- 【未】 課題 ID 308 区間の相互利用の検討／共通課題 (H30) 社会的養護に関すること (母子生活支援施設について)
- 【継】 課題 ID 204 個人情報に関する条例の整備／各区課題 (H29) 区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること (区間の情報共有について)

- 【継】 課題 ID 310 個人情報取扱いルールの整備／共通課題（H29）区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること（区間の情報共有について）
- 【済】 課題 ID 309 共通のシステム導入の検討／共通課題（H29）区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること（区間の情報共有について）
- 【継】 課題 ID 313 189の共同運用の検討（共同のコールセンター設置など）／共通課題（H29）区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること（区間の連携・協力・調整について）
- 【継】 課題 ID 319 区間で統一的な対応が必要な事項／共通課題（H30）区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること（会議体（所長会、実務担当者会等）を設置して検討を行う事項について）
- 【継】 課題 ID 320 法的対応に関する事項／共通課題（H30）区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること（会議体（所長会、実務担当者会等）を設置して検討を行う事項について）
- 【継】 課題 ID 321 死亡事例や重篤事例、困難事例の検証／共通課題（H30）区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること（会議体（所長会、実務担当者会等）を設置して検討を行う事項について）
- 【未】 課題 ID 289 23区の情報共有（会議体設置・運営）等に要する経費について ※他の会議体等における検討状況を踏まえて取り組む課題／共通課題（H31）移管に伴う財源に関すること（その他）
- 【未】 課題 ID 422 事務処理の共通マニュアルの作成、個別対応記録等の情報共有の手法、困難事案の対応の各所連携の手法／共通課題（H30）障害相談窓口に関すること（各区間の情報共有）
- 【継】 課題 ID 322 国等の動きなど、共通事項に関する情報共有／共通課題（H30）区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること（会議体（所長会、実務担当者会等）を設置して検討を行う事項について）
- 【継】 課題 ID 323 国等に対する要望などへの対応／共通課題（H30）区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること（会議体（所長会、実務担当者会等）を設置して検討を行う事項について）
- 【継】 課題 ID 324 共通様式作成の有無（児童票、措置決定通知書など）／共通課題（H30）区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること（共通様式について）

8 東京都との連携

- 【済】 課題 ID 456 共通のシステム導入の検討／都協議課題（H30）都との連携体制の確保に関すること（都区間の情報共有について）
- 【未】 課題 ID 457 個人情報取扱いルールの整備／都協議課題（H30）都との連携体制の確保に関すること（都区間の情報共有について）
- 【未】 課題 ID 563 都児童相談センターとの連携・都全域をカバーする区児童相談所を含めた児相一覧表（リーフレット）作成／都協議課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（東京都との連携）
- 【未】 課題 ID 564 都児童相談センターとの連携・医師の確保手段及び確保ができなかった場合の支援／都協議課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（東京都との連携）
- 【未】 課題 ID 565 個人情報の取扱いルールづくり／都協議課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（東京都との連携）
- 【継】 課題 ID 566 都医師会レベルでの情報交換・情報共有の仕組みづくり・一部の区だけ医療機関との連携等の強化が図られることのないよう、研修等によるノウハウの提供や東京都医師会との調整／都協議課題（H29）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（その他）
- 【継】 課題 ID 567 広域的な医療機関との関係性構築の方策・広域的な医療機関への区児童相談所の周知活動／都協議課題（H29）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（その他）
- 【未】 課題 ID 465 広域調整（一時保護所入所、施設措置）に関する都との連携／都協議課題（H30）都との連携体制の確保に関すること（設置後の連携について）
- 【未】 課題 ID 458 児童福祉施設、一時保護所の空き状況の情報共有／都協議課題（H30）都との連携体制の確保に関すること（都区間の情報共有について）
- 【未】 課題 ID 449 自区内の里親に委託できない場合の都区間の里親委託のルール作り／都協議課題（H30）社会的養護に関すること（里親委託先の確保について）
- 【未】 課題 ID 452 児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、児童自立支援施設の入所先の設定／都協議課題（H30）社会的養護に関すること（入所先の確保（入所定員）について）
- 【未】 課題 ID 453 措置が必要な児童数が、特別区枠の上限を超えた場合の対応／都協議課題（H30）社会的養護に関すること（入所先の確保（入所定員）について）

- 【未】 課題 ID 454 施設の入所状況、空き状況の把握の仕方／都協議課題 (H30) 社会的養護に関すること (入所先の確保(入所定員)について)
- 【未】 課題 ID 435 都と一時保護所を相互利用する場合の財政措置、負担方法に関する検討 / 都協議課題 (H30・31) 移管に伴う財源に関すること (その他)
- 【未】 課題 ID 568 障害相談窓口に係る対応困難事例を含む実施状況や体制について／都協議課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 569 各区が既設の組織(福祉事務所等)との業務分担・連絡調整方法について検討を行う際の技術的助言を含めた情報提供／都協議課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 468 マニュアルや統一基準の調整／都協議課題 (H30) 都との連携体制の確保に関すること (設置後の連携について)
- 【未】 課題 ID 577 共通マニュアル策定に係る助言、情報提供／都協議課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 578 現状の児童相談所業務の情報提供／都協議課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 570 情報共有の範囲／都協議課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 571 個人情報の保護／都協議課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 572 具体的な相談内容や実施状況、件数についての区への提示／都協議課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 573 相談員の資格等、現行の相談体制についての情報提供／都協議課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 574 過去の相談業務の内容と件数、相談結果の提供／都協議課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 575 相談業務従事職員数の開示／都協議課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 576 困難事案等の対応における助言、援助／都協議課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (東京都からの情報提供)
- 【未】 課題 ID 467 困難ケース、外国人ケース等への助言、支援／都協議課題 (H30) 都との連携体制の確保に関すること (設置後の連携について)
- 【未】 課題 ID 583 特別区間、広域の連絡体制の整備／都協議課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (東京都との連携)
- 【未】 課題 ID 470 都区合同の会議体の設置(所長、心理士、福祉司、相談員、一時保護所員、里親担当者)の検討／都協議課題 (H30) 都との連携体制の確保に関すること (設置後の連携について)
- 【未】 課題 ID 471 こどもの碑(いしぶみ)の共同利用／都協議課題 (H30) 都との連携体制の確保に関すること (設置後の連携について)
- 【未】 課題 ID 455 都施設の活用(入所枠の確保、入所ルールの検討含む)／都協議課題 (H30) 社会的養護に関すること (児童自立支援施設について)
- 【済】 課題 ID 307 共同設置をするか否かの検討／共通課題 (H29) 社会的養護に関すること (児童自立支援施設について)

10 児童養護施設、乳児院の設置についての基本方針

- 【済】 課題 ID 192 自区内の施設整備方針／各区課題 (H29) 社会的養護に関すること (入所先の確保(入所定員)について)
- 【未】 課題 ID 451 児童養護施設、乳児院等入所先の整備(計画)量の調整／都協議課題 (H30) 社会的養護に関すること (入所先の確保(入所定員)について)
- 【済】 課題 ID 188 グループホームの設置を促進するための方策／各区課題 (H29) 社会的養護に関すること (グループホームの拡充について)

- 【済】 課題 ID 189 グループホームを設置するために必要な本体施設が無い場合の方策（サテライト型児童養護施設など）／各区課題（H29）社会的養護に関すること（グループホームの拡充について）
- 【済】 課題 ID 190 グループホームとの連携や支援策／各区課題（H29）社会的養護に関すること（グループホームへの支援について）
- 【済】 課題 ID 191 家庭復帰に向けた支援策／各区課題（H29）社会的養護に関すること（グループホームへの支援について）

第10章 児童相談所・一時保護所職員の確保・育成

2 職員配置

- 【継】 課題 ID 88 医療職の確保・医師や他の専門職の職種（診療科目）、人数、勤務形態、勤務日数、報酬等の検討／各区課題（H29）医療機関との連携、協力、調整に関すること（人事関係）
- 【継】 課題 ID 90 医療職の確保・既存の医療機関連携の枠組みとの統合の可否検討／各区課題（H29）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（人事関係）
- 【継】 課題 ID 129 医師の確保策／各区課題（H29）児童相談行政のあり方に関すること（児童相談所（一時保護所を含む）の組織体制について）
- 【未】 課題 ID 406 児童相談所が行う医療機関との連携等の現況把握と連携方法の検討・医師や他の専門職の職種（診療科目）、人数、勤務形態、勤務日数、報酬等の確認／共通課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（区間連携）
- 【未】 課題 ID 407 児童相談所が行う医療機関との連携等の現況把握と連携方法の検討・専門相談や手帳の判定、障害児が障害者のサービスを受ける際の意見等に対応できる医師の確保手段／共通課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（区間連携）
- 【未】 課題 ID 408 児童相談所が行う医療機関との連携等の現況把握と連携方法の検討・複数区間での調整専門相談日の調整の可能性（△△の専門医である□□医師は月曜日A区、水曜日B区、金曜日C区…等）／共通課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（区間連携）
- 【未】 課題 ID 562 児童相談所が行っている医療機関との連携等の現況・医師や他の専門職の職種（医師の場合は診療科目も）、人数、勤務形態及び勤務日数など／都協議課題（H30）／医療機関との連携、協力、調整に関すること（東京都からの情報提供）
- 【継】 課題 ID 89 医療職の確保・専門相談や手帳の判定、障害児が障害者のサービスを受ける際の意見等に対応できる医師の確保手段／各区課題（H29）医療機関との連携、協力、調整に関すること（人事関係）
- 【継】 課題 ID 214 医療連携専門員の設置の有無／各区課題（H29）／関係機関との連携、協力、調整に関すること（医療機関に関することについて）
- 【未】 課題 ID 325 虐待の確定診断のための法医学専門医師との協力体制の構築／共通課題（H30）／関係機関との連携、協力、調整に関すること（医療機関に関することについて）
- 【継】 課題 ID 108 医学的・心理的相談に対応する専門職の確保・育成／共通課題（H29）障害相談窓口に関すること（人事関係）
- 【未】 課題 ID 579 医学的・心理的相談に対応する専門職の確保・育成／都協議課題（H）障害相談窓口に関すること（東京都との連携）
- 【継】 課題 ID 109 相談員（聴覚、言語発達、肢体不自由、重症心身障害者、知的障害、発達障害相談）の配置の必要性の検討／各区課題（H29）障害相談窓口に関すること（人事関係）
- 【済】 課題 ID 15 警備員配置の検討／各区課題（H29）／財産及び施設整備に関すること（施設整備に関する検討）
- 【継】 課題 ID 122 職員規模（職員数）、職員構成及び職員配置／各区課題（H29）／児童相談行政のあり方に関すること（児童相談所（一時保護所を含む）の組織体制について）
- 【継】 課題 ID 123 職員採用の時期、人数、職種／各区課題（H29）／児童相談行政のあり方に関すること（児童相談所（一時保護所を含む）の組織体制について）
- 【継】 課題 ID 110 職員定数の検討／各区課題（H29）障害相談窓口に関すること（人事関係）
- 【継】 課題 ID 111 専門相談窓口の人材育成／各区課題（H29）障害相談窓口に関すること（人事関係）
- 【継】 課題 ID 124 組織構成及び各部署における業務分担／各区課題（H29）／児童相談行政のあり方に関すること（児童相談所（一時保護所を含む）の組織体制について）

- 【継】 課題 ID 125 各職員の担当業務の割り当て（正規、非常勤等）／各区課題（H29）／児童相談行政のあり方に関する事（児童相談所（一時保護所を含む）の組織体制について）
- 【継】 課題 ID 126 地区（地域）担当制やチーム制（虐待、相談、一時保護）導入の検討／各区課題（H29）／児童相談行政のあり方に関する事（児童相談所（一時保護所を含む）の組織体制について）
- 【済】 課題 ID 140 都への職員派遣に関する区の方針（時期、人数、期間など）／各区課題（H29）児童相談行政のあり方に関する事（児童相談所（一時保護所を含む）の業務ノウハウの習得について）
- 【済】 課題 ID 443 区職員の都への派遣（児童福祉司・児童心理司の育成、都のノウハウの習得、所長候補者の派遣、都への派遣枠の拡大、福祉保健局への派遣の実施）／都協議課題（H29）／職員の確保・育成・活用に関する事（育成に関する課題）
- 【済】 課題 ID 141 都への職員派遣以外の育成方法／各区課題（H29）児童相談行政のあり方に関する事（児童相談所（一時保護所を含む）の業務ノウハウの習得について）
- 【未】 課題 ID 580 東京都における派遣研修／都協議課題（H）障害相談窓口に関する事（東京都との連携）
- 【済】 課題 ID 34 近隣自治体への派遣／各区課題（H29）／職員の確保・育成・活用に関する事（活用に関する課題）
- 【済】 課題 ID 297 近隣自治体への派遣協議／共通課題（H29）／職員の確保・育成・活用に関する事（活用に関する課題）
- 【継】 課題 ID 130 弁護士の確保策（弁護士の配置に準ずる措置を含む）／各区課題（H29）児童相談行政のあり方に関する事（児童相談所（一時保護所を含む）の組織体制について）
- 【未】 課題 ID 417 法的対応力の強化に向けた取り組み／共通課題（H30）障害相談窓口に関する事（体制整備）
- 【継】 課題 ID 135 組織として職員を守る体制の整備（法的対応を含む）／各区課題（H29）児童相談行政のあり方に関する事（児童相談所（一時保護所を含む）の組織体制について）
- 【未】 課題 ID 326 児童福祉法第28条事件における家庭裁判所との連携、手順の整備／共通課題（H30）関係機関との連携、協力、調整に関する事（家庭裁判所に関する事について）
- 【未】 課題 ID 327 児相から家裁へ送致する際の連携、手順の整備／共通課題（H30）関係機関との連携、協力、調整に関する事（家庭裁判所に関する事について）
- 【継】 課題 ID 144 法的対応が必要なケースに対する調査、情報収集等のノウハウの習得について、都への職員派遣以外の方策／各区課題（H29）／児童相談行政のあり方に関する事（児童相談所（一時保護所を含む）の業務ノウハウの習得について）
- 【継】 課題 ID 143 非行相談等、子ども家庭支援センターで業務経験の少ないケース対応のノウハウの習得について、都への職員派遣以外の方策／各区課題（H29）／児童相談行政のあり方に関する事（児童相談所（一時保護所を含む）の業務ノウハウの習得について）
- 【継】 課題 ID 178 里親支援を行うための児童相談所内の体制整備／各区課題（H29）社会的養護に関する事（里親支援について）
- 【継】 課題 ID 102 障害児相談の中核機関としての体制整備／各区課題（H29）障害相談窓口に関する事（体制整備）
- 【継】 課題 ID 22 必要人員の把握・定数の精査／各区課題（H29）／職員の確保・育成・活用に関する事（確保に関する課題）
- 【継】 課題 ID 23 児童相談所職員の確保（児童福祉司（スーパーバイザー含む。）、児童心理司、所長、保健師、医師、弁護士）／各区課題（H29）／職員の確保・育成・活用に関する事（確保に関する課題）
- 【継】 課題 ID 24 一時保護所職員の確保（児童指導員、保育士、看護師）／各区課題（H29）職員の確保・育成・活用に関する事（確保に関する課題）
- 【未】 課題 ID 459 事務量・所要人員・所要経費算定のための各区のケース件数等の情報提供／都協議課題（H30）／都との連携体制の確保に関する事（立ち上げ支援等について）
- 【継】 課題 ID 131 非常勤職員の確保策／各区課題（H29）児童相談行政のあり方に関する事（児童相談所（一時保護所を含む）の組織体制について）
- 【継】 課題 ID 441 都OB職員の確保（都児童相談所OB職員、警察OB職員）／都協議課題（H29）職員の確保・育成・活用に関する事（確保に関する課題）
- 【継】 課題 ID 446 都の非常勤職員の引き続き任用／都協議課題（H29）職員の確保・育成・活用に関する事（活用に関する課題）

- 【継】 課題 ID 211 警察職員の虐待・非行に関する知見の活用（ＯＢの採用、合同研修）／各区課題（H29）関係機関との連携、協力、調整に関すること（警察に関することについて）
- 【継】 課題 ID 207 触法少年及び真犯少年の通告方法の徹底（文書で行うなど）／各区課題（H29）関係機関との連携、協力、調整に関すること（警察に関することについて）
- 【継】 課題 ID 210 要保護児童の立入調査、臨検、一時保護時の警察への援助依頼手順の調整／各区課題（H29）関係機関との連携、協力、調整に関すること（警察に関することについて）
- 【継】 課題 ID 212 警察との情報交換・共有のための会議体（連絡会）の設置／各区課題（H29）関係機関との連携、協力、調整に関すること（警察に関することについて）
- 【継】 課題 ID 18 人材の確保、育成に関する経費の把握（各区による採用、各区研修など）／各区課題（H29）移管に伴う財源に関すること（その他）
- 【未】 課題 ID 284 人材の確保、育成に関する経費の把握（人事委員会による統一試験、共同研修の実施など）／共通課題（H30）移管に伴う財源に関すること（その他）

3 児童相談所開設に係る人材育成

- 【継】 課題 ID 128 職員の育成方針の策定、キャリアパスの検討／各区課題（H29）児童相談行政のあり方に関すること（児童相談所（一時保護所を含む）の組織体制について）
- 【継】 課題 ID 33 職員の異動・配置・育成方針（配置職員の適性判断、事務職が行う業務の円滑な移行、現職員の活用、現行施設のあり方を整理した上での配置）／各区課題（H29）職員の確保・育成・活用に関すること（活用に関する課題）
- 【継】 課題 ID 28 児童相談所職員の育成（児童福祉司（スーパーバイザー含む。）、児童心理司、所長、保健師）／各区課題（H29）職員の確保・育成・活用に関すること（育成に関する課題）
- 【継】 課題 ID 29 一時保護所職員の育成／各区課題（H29）職員の確保・育成・活用に関すること（育成に関する課題）
- 【済】 課題 ID 296 一時保護所を共同設置した場合の職員の取扱い／共通課題（H 未定）職員の確保・育成・活用に関すること（活用に関する課題）
- 【継】 課題 ID 30 その他必要な職員の育成（社会的養護担当職員の育成）／各区課題（H29）職員の確保・育成・活用に関すること（育成に関する課題）
- 【継】 課題 ID 31 各区で行う研修の内容／各区課題（H29）職員の確保・育成・活用に関すること（育成に関する課題）
- 【継】 課題 ID 444 都が実施する研修への参加／都協議課題（H29）／職員の確保・育成・活用に関すること（育成に関する課題）
- 【未】 課題 ID 462 都が実施する研修等への参加／都協議課題（H30）／都との連携体制の確保に関すること（立ち上げ支援等について）
- 【未】 課題 ID 469 都が実施する研修等への参加／都協議課題（H30）／都との連携体制の確保に関すること（設置後の連携について）
- 【継】 課題 ID 293 共同研修の実施（児童相談所職員のスキルアップ研修、児童相談所設置市が行う事務に関する研修、社会的養護の理解のための研修、児童福祉司任用前研修を含む法定研修、子ども家庭福祉分野における専門的知識・対人スキル等の習得）／共通課題（H29）／職員の確保・育成・活用に関すること（育成に関する課題）
- 【継】 課題 ID 142 都職員の派遣受入れに関する区の方針（時期、人数、期間など）／各区課題（H29）／児童相談行政のあり方に関すること（児童相談所（一時保護所を含む）の業務ノウハウの習得について）
- 【継】 課題 ID 438 都職員の区への派遣（円滑な開設・運営に向けての都職員の確保、基幹となる係長級等の職員の人材確保、区にノウハウの蓄積が乏しい事業の担当職員の確保、児童相談所設置市が行う事務にかかる職員の確保）／都協議課題（H29）／職員の確保・育成・活用に関すること（確保に関する課題）
- 【継】 課題 ID 442 都職員の区への派遣（都のノウハウの継承、区職員のスキルアップ）／都協議課題（H29）／職員の確保・育成・活用に関すること（育成に関する課題）
- 【継】 課題 ID 440 都職員の区への人事交流（身分切替）（基幹となる係長級等の職員の人材確保、区にノウハウの蓄積が乏しい事業の担当職員の確保）／都協議課題（H29）／職員の確保・育成・活用に関すること（確保に関する課題）
- 【継】 課題 ID 445 都・区相互間での職員派遣／都協議課題（H29）／職員の確保・育成・活用に関すること（活用に関する課題）

- 【未】 課題 ID 581 東京都職員の派遣協力、人事交流／都協議課題 (H) 障害相談窓口に関すること (東京都との連携)
- 【未】 課題 ID 294 専門職種の「人事交流」等(特別区間の人事交流、特別区間の派遣交流)／共通課題 (H30 以降) 職員の確保・育成・活用に関すること (活用に関する課題)
- 【未】 課題 ID 314 区間の人事交流(派遣、身分切替)の検討／共通課題 (H30) 区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること (区間の連携・協力・調整について)
- 【未】 課題 ID 420 職員の区間交流、合同研修の実施／共通課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (人事関係)
- 【未】 課題 ID 285 人事交流、派遣研修等に係る経費の検討／共通課題 (H30) 移管に伴う財源に関すること (その他)
- 【継】 課題 ID 447 都の協力体制・支援／都協議課題 (H29) 職員の確保・育成・活用に関すること (活用に関する課題)
- 【未】 課題 ID 460 都への職員派遣の方法(時期、人数、期間など)／都協議課題 (H30) 都との連携体制の確保に関すること (立ち上げ支援等について)
- 【未】 課題 ID 461 都職員の派遣受入れの方法(時期、人数、期間など)／都協議課題 (H30) 都との連携体制の確保に関すること (立ち上げ支援等について)
- 【継】 課題 ID 27 幅広い世代からの専門職種の計画的採用／各区課題 (H29) 職員の確保・育成・活用に関すること (確保に関する課題)
- 【未】 課題 ID 292 専門職種の「経験者採用」(対象職種への「福祉」等の追加)／共通課題 (H30 以降) 職員の確保・育成・活用に関すること (確保に関する課題)
- 【済】 課題 ID 291 専門職種の「採用方法」(「心理」等の統一選考化)／共通課題 (H29 以降) 職員の確保・育成・活用に関すること (確保に関する課題)
- 【継】 課題 ID 26 非常勤職員・任期付職員の活用／各区課題 (H29) 職員の確保・育成・活用に関すること (確保に関する課題)

第 1 1 章 その他

1 子ども・若者部の体制の見直し

- 【継】 課題 ID 121 要保護児童対策地域協議会の調整機関の担当部署の割り当て／各区課題 (H29) 児童相談行政のあり方に関すること (児童相談所移管後の新たな児童相談体制について)
- 【未】 課題 ID 421 各区における既存の組織(障害福祉所管課、福祉事務所等)との業務分担・連絡調整方法についての情報共有の方法／共通課題 (H30) 障害相談窓口に関すること (各区間の情報共有)

2 児童相談所への苦情・不服申立てへの対応

- 【継】 課題 ID 134 苦情相談体制の構築(窓口の設置・処理体制の整備、対応マニュアルの作成など)／各区課題 (H29) 児童相談行政のあり方に関すること (児童相談所(一時保護所を含む)の組織体制について)